

平成 17 年 5 月 27 日

資料 3-2-2

第 3 回貸金業制度等に関する懇談会
資 料

社団法人 全国貸金業協会連合会

(第 3 回貸金業制度等に関する懇談会)

資料目次

(頁)	(標題／内容)
1～3	年度別登録済件数・会員数・加入率・店舗数一覧、年度別登録済件数推移(グラフ)、年度別登録済件数及び協会会員数並びに会員店舗数推移(グラフ)
4～5	退会状況の推移、廃業理由集計表(資料:東京都貸金業協会)
6～7	貸金業者の業態分類、貸金業者各業態の貸付金残高の推移(資料:金融庁)
8～9	年度別登録人数の推移、年度別開示人数の推移、年度別照会・報告件数の推移、年度別会社・店舗数の推移(資料:全情連)
10～11	年度別研修受講者数、平成 16 年度貸金業務取扱主任者研修終了者数一覧表
12～13	苦情・相談処理状況集計表
14～16	(財)日本クレジットカウンセリング協会(資料:同協会)
17～18	「ヤミ金融苦情ダイヤル」実施概要・受付集計結果
19～22	「トイチ業者」の実態(資料:東京都貸金業協会)
23	A T M の設置状況(貸金業白書)
24～26	A T M の利用についての消費者アンケート(資料: J C F A 消費者金融白書)
27～28	金利引き下げの影響(グラフ)
29～30	自己破産の統計(最高裁判所集計)
31～34	過払金返還請求について(資料:東京都貸金業協会)
その他	「全金連のご案内」

年度別登録済件数・会員数・加入率・店舗数一覧

(3月末現在)

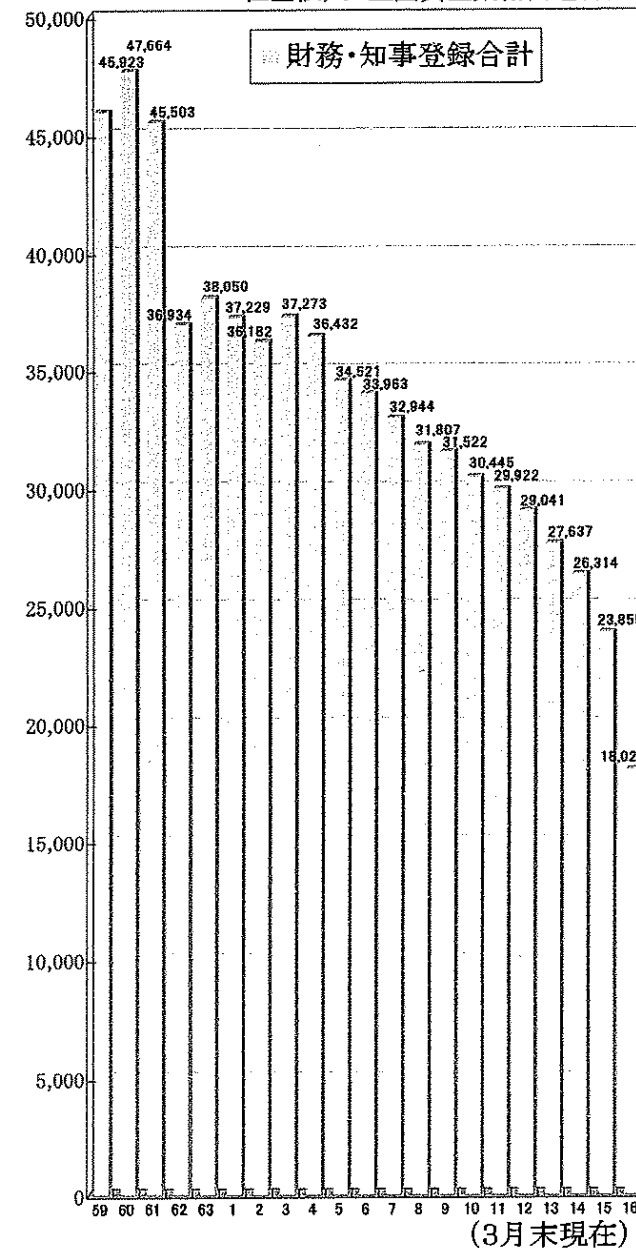
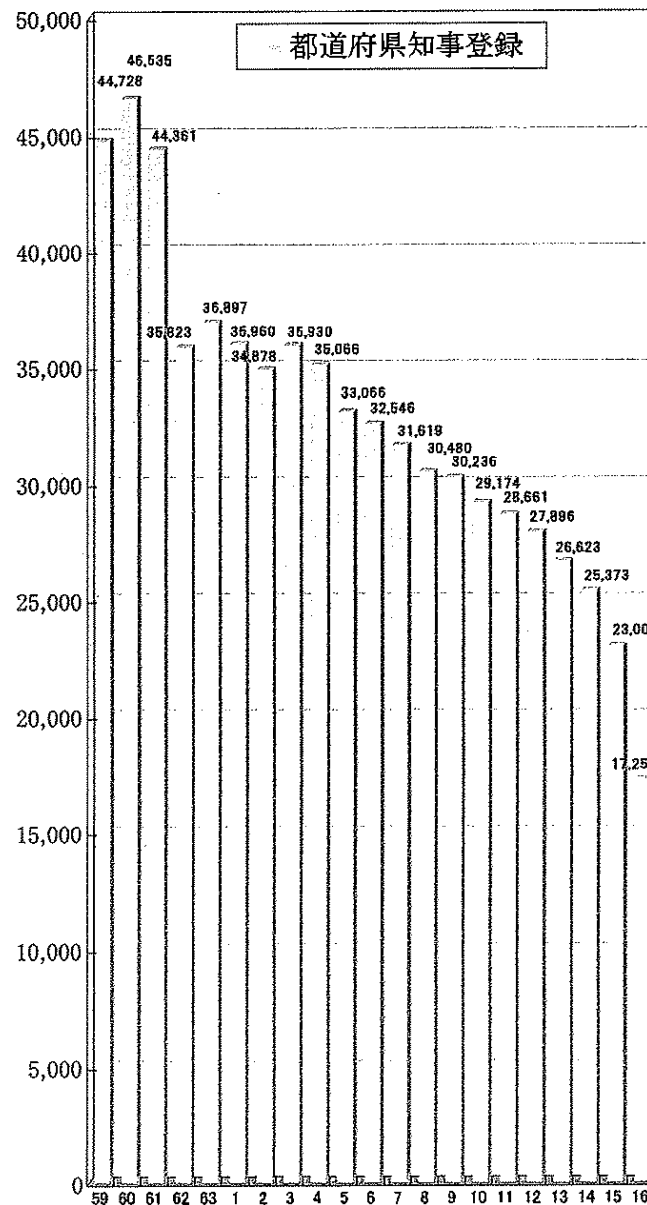
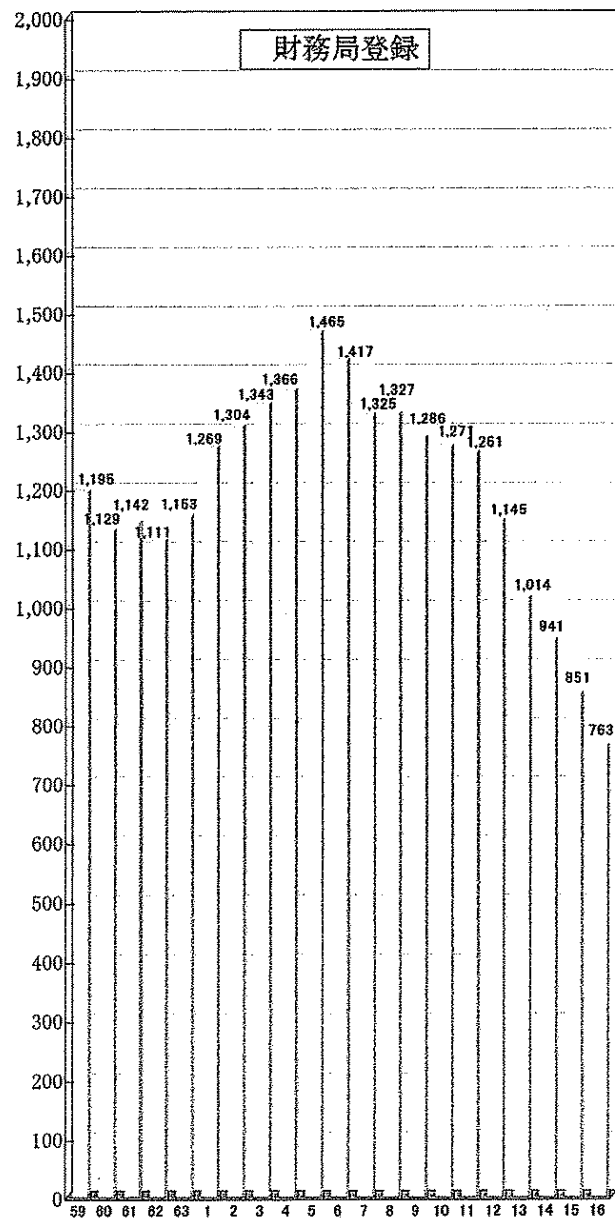
年度	集計 年月	財務局 登録(A)	左記 前年比	知事 登録(B)	左記 前年比	登録計 (A)+(B)	左記 前年比	協会 会員数	左記 前年比	加入率 (%)	左記 前年比	会員 店舗数	左記 前年比
昭和	59 (60.03)	1,195	—	44,728	—	45,923	—	17,534	—	38.2	—	22,335	—
	60 (61.03)	1,129	△ 66	46,535	1,807	47,664	1,741	16,660	△ 874	35.0	△ 3.2	21,164	△ 1,171
	61 (62.03)	1,142	13	44,361	△ 2,174	45,503	△ 2,161	15,342	△ 1,318	33.7	△ 1.3	19,651	△ 1,513
	62 (63.03)	1,111	△ 31	35,823	△ 8,538	36,934	△ 8,569	14,976	△ 366	40.5	6.8	19,264	△ 387
	63 (01.03)	1,153	42	36,897	1,074	38,050	1,116	15,063	87	39.6	△ 0.9	19,645	381
平成	1 (02.03)	1,269	116	35,960	△ 937	37,229	△ 821	15,104	41	40.6	1.0	20,154	509
	2 (03.03)	1,304	35	34,878	△ 1,082	36,182	△ 1,047	15,374	270	42.5	1.9	20,976	822
	3 (04.03)	1,343	39	35,930	1,052	37,273	1,091	15,396	22	41.3	△ 1.2	21,300	324
	4 (05.03)	1,366	23	35,066	△ 864	36,432	△ 841	14,727	△ 669	40.4	△ 0.9	20,541	△ 759
	5 (06.03)	1,465	99	33,056	△ 2,010	34,521	△ 1,911	14,041	△ 686	40.7	0.3	20,037	△ 504
	6 (07.03)	1,417	△ 48	32,546	△ 510	33,963	△ 558	13,752	△ 289	40.5	△ 0.2	20,257	220
	7 (08.03)	1,325	△ 92	31,619	△ 927	32,944	△ 1,019	13,329	△ 423	40.5	0.0	20,609	352
	8 (09.03)	1,327	2	30,480	△ 1,139	31,807	△ 1,137	13,105	△ 224	41.2	0.7	21,612	1,003
	9 (10.03)	1,286	△ 41	30,236	△ 244	31,522	△ 285	12,908	△ 197	40.9	△ 0.3	23,330	1,718
	10 (11.03)	1,271	△ 15	29,174	△ 1,062	30,445	△ 1,077	12,318	△ 590	40.5	△ 0.4	24,617	1,287
	11 (12.03)	1,261	△ 10	28,661	△ 513	29,922	△ 523	11,752	△ 566	39.3	△ 1.2	25,147	530
	12 (13.03)	1,145	△ 116	27,896	△ 765	29,041	△ 881	10,940	△ 812	37.7	△ 1.6	25,603	456
	13 (14.03)	1,014	△ 131	26,623	△ 1,273	27,637	△ 1,404	10,053	△ 887	36.4	△ 1.3	25,556	△ 47
	14 (15.03)	941	△ 73	25,373	△ 1,250	26,314	△ 1,323	9,458	△ 595	35.9	△ 0.5	25,519	△ 37
	15 (16.03)	851	△ 90	23,004	△ 2,369	23,855	△ 2,459	8,843	△ 615	37.1	1.2	24,826	△ 693
	16 (17.03)	763	△ 88	17,259	△ 5,745	18,022	△ 5,833	7,754	△ 1,089	43.0	1.2	23,987	△ 839

社団法人 全国貸金業協会連合会

年度別登録済件数推移

縦軸…登録数
横軸…年度

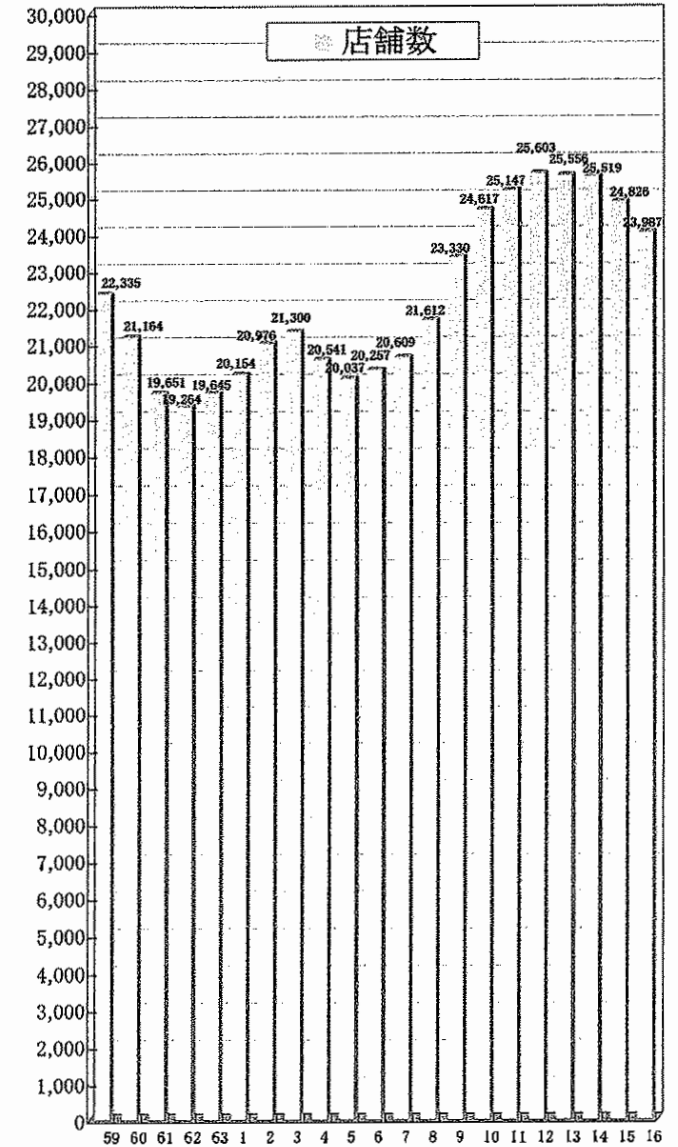
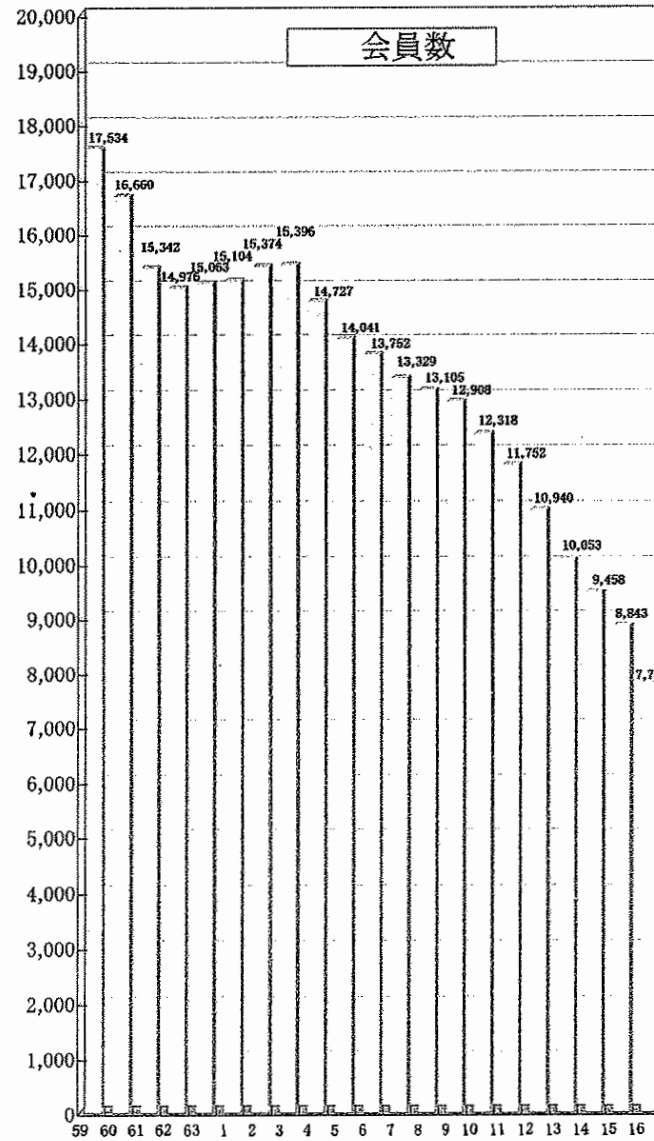
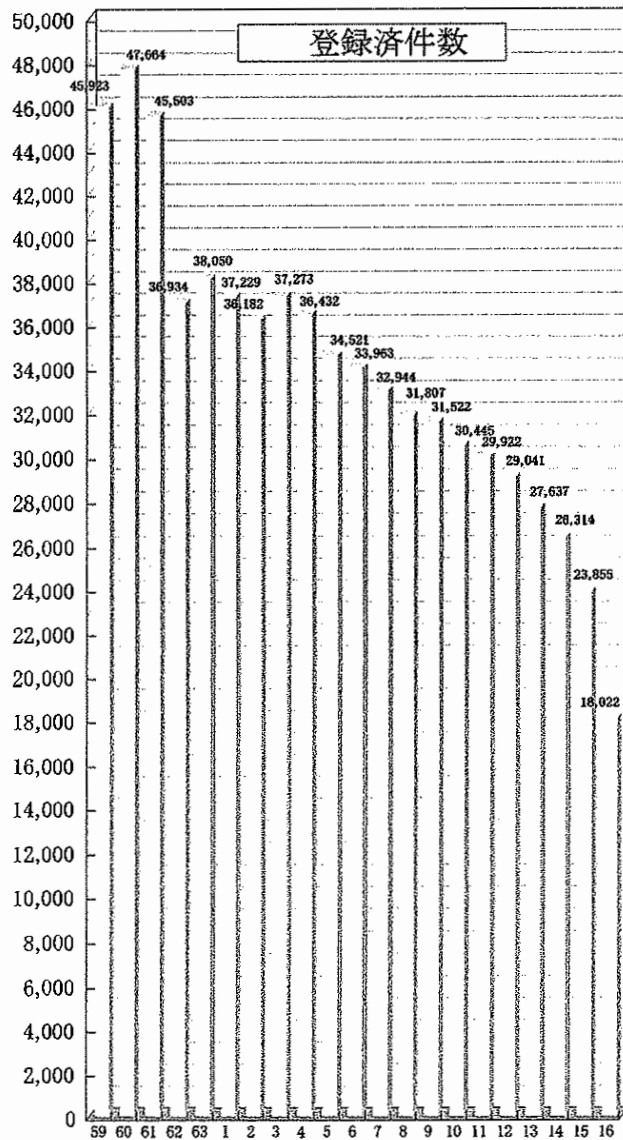
社団法人 全国貸金業協会連合会



年度別登録済件数及び協会会員数並びに会員店舗数推移

縦軸…数
横軸…年度

社団法人 全国貸金業協会連合会



(3月末現在)

退会状況の推移

・貸金業規制法は登録業者に対し、3年毎の登録更新を義務づけている。新規登録業者は(1)と表示され、3年後に1回目の更新を終えて(2)の登録番号が付与される。知事登録登録から財務局長登録、あるいはその逆のケースや、貸金業者同士の吸収や合併があった場合など、例外はあるが、通常()内の数値が大きければ大きいほど更新回数も多く、また営業暦も長い、ということになる。平成11年度から同13年度までは更新回数が5回、すなわち、(6)の登録番号をもつ貸金業者が最も古い業者であった。これら業者は、3年後に再び登録更新を行うため、平成14年度から同16年度(4月から9月末まで)は(7)となる。

・(第14表)は、都金協における退会者の年次別推移をみたものである。貸金業登録者数の減少並びにその結果としての貸金業協会加入状況のアップについては、既述のとおりであるが、この業界に参入する側と反対の出る側、つまり、協会からの退会状況はどうなっているのだろうか。

退会者合計は、平成11年度の173名を最高に、同14年度までほぼなだらかなカーブで逡減している。協会の加入者総数は、この間減少の一途を辿っているため、ある意味では辻褃が合う。

ところが、平成15年度に入り、退会者の合計数は165社と、前年度に比べて23社も増加した。この傾向は、同16年度に入っても変わらず、4月からの半年間で87社、単純に2倍すると、年度合計では174社もの退会社数になる。別けても登録番号(7)の最古参の会員の退会率は、平成14年度の15.5%から同15年度には19.4%、そして、同16年度には28.7%と、年を追う毎に高まっている。この背景には、「後継者不足」や「将来の見通しが立たない」などの理由が考えられるが、折りしもこの2、3年、とみに増えてきた弁護士などによる過払金返還請求の高まりが、古くから業をやってきたこれら登録番号(7)の業者を狙い撃ちし、改正規制法の規制・罰則強化と相まって都金協からの退会、そして廃業を決断させたと考えられなくもない。いずれにしても、長い間地道に営業してきたにもかかわらず、ここにきて廃業の途を選び、貸金業マーケットから退散するという構造は、資金需要者の借り入れニーズのパイプを狭めてしまうものである。その結果、何回も繰り返すように、ヤミ金融がのさばることに繋がるのである。

■(第14表) 都金協における退会業者数一覧

	貸金業登録番号																退会者 合計		
	(1) 新規		(2) 1回更新		(3) 2回更新		小計 (1)~(3)		(4) 3回更新		(5) 4回更新		(6) 5回更新		(7) 6回更新			小計 (4)~(7)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%		件数	%
平成11年度	34	19.7%	18	10.4%	24	13.9%	76	43.9%	31	17.9%	37	21.4%	29	16.8%	0	0.0%	97	56.1%	173
平成12年度	33	22.0%	26	17.3%	14	9.3%	73	48.7%	28	18.7%	7	4.7%	42	28.0%	0	0.0%	77	51.3%	150
平成13年度	24	15.7%	17	11.1%	19	12.4%	60	39.2%	20	13.1%	22	14.4%	50	32.7%	1	0.7%	93	60.8%	153
平成14年度	21	14.8%	22	15.5%	15	10.6%	58	40.8%	15	10.6%	14	9.9%	33	23.2%	22	15.5%	84	59.2%	142
平成15年度	41	24.8%	24	14.5%	13	7.9%	78	47.3%	11	6.7%	29	17.6%	15	9.1%	32	19.4%	87	52.7%	165
平成16年度	17	19.5%	11	12.6%	11	12.6%	39	44.8%	6	6.9%	10	11.5%	7	8.0%	25	28.7%	48	55.2%	87

※平成16年度は4月から9月末までである

資料：東京都貸金業協会
「貸金業規制法の改正に伴う都金協会員の動向とトイチ業者の実態
～アンケート調査と実態報告～」

廃業理由集計表

平成16年11月分～平成17年3月分までの累計(◎は第一順位)

種別	理由順位	1 財産的要件充足困難			2 主任資格取得困難			3 登録手数料引上げ			4 上限金利引下げの影響			5 法43条適用の厳格化			6 競合の激化			7 不良債権の増加			8 後継者の不在			9 顧客獲得困難			10 営業実績殆どなし			11 営業不採算			12 貸付原資調達困難			13 従業員確保困難		
		法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計			
会員	◎	2	1	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	1	1	1	2	4	2	6	1	1	2	6	0	6	6	3	9	5	0	5	0	0	0	0	0	0
	○	1	0	1	0	2	2	1	0	1	3	2	5	3	0	3	3	1	4	3	3	6	0	0	0	5	2	7	3	0	3	3	2	5	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	4	0	2	2	1	0	1	6	2	8	4	0	4	4	2	6	7	5	12	1	1	2	11	2	13	9	3	12	8	2	10	0	0	0	0	0	0
非会員	◎	2	16	18	0	2	2	1	2	3	2	2	4	0	0	0	0	3	3	1	35	36	2	0	2	3	32	35	23	40	63	7	37	44	2	18	20	0	4	4
	○	2	12	14	0	3	3	4	3	7	2	13	15	0	1	1	3	20	23	6	26	32	2	2	4	2	45	47	6	18	24	6	12	18	0	13	13			
	計	4	28	32	0	5	5	5	5	10	4	15	19	0	1	1	3	23	26	7	61	68	4	2	6	5	77	82	29	58	87	13	55	68	8	30	38	0	17	17
合計	◎	4	17	21	0	2	2	1	2	3	5	2	7	1	0	1	1	4	5	5	37	42	3	1	4	9	32	41	29	43	72	12	37	49	2	18	20	0	4	4
	○	3	12	15	0	5	5	5	3	8	5	15	20	3	1	4	6	21	27	9	29	38	2	2	4	7	47	54	9	18	27	9	20	29	6	12	18	0	13	13
	計	7	29	36	0	7	7	6	5	11	10	17	27	4	1	5	7	25	32	14	66	80	5	3	8	16	79	95	38	61	99	21	57	78	8	30	38	0	17	17

種別	理由順位	14																		その他			合計								
		(1)合併			(2)解散			(3)健康上			(4)転職			(5)転業			(6)死亡			法人	個人	計	法人	個人	計						
		法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計												
会員	◎	3	0	3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	38	9	47
	○	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	12	39
	計	4	0	4	1	0	1	0	1	1	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	65	21	86
非会員	◎	2	0	2	6	0	6	0	9	9	0	17	17	1	3	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	8	11	19	60	232	292
	○	0	0	0	1	0	1	0	2	2	0	4	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	40	196	236
	計	2	0	2	7	0	7	0	11	11	0	21	21	1	4	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	8	14	22	100	428	528
合計	◎	5	0	5	7	0	7	0	10	10	0	17	17	4	3	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10	11	21	98	241	339
	○	1	0	1	1	0	1	0	2	2	0	4	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	67	208	275
	計	6	0	6	8	0	8	0	12	12	0	21	21	5	4	9	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10	14	24	165	449	614

(資料：東京都貸金業協会)

貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(日本手形協会に加盟しているものにあつては2割5分以上)のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥銀行系クレジット会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの(⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系クレジット会社	電気機械器具関係の公益法人、自動車関係の公益法人に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの(⑪と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	(社)リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する)

貸金業者各業態の貸付金残高の推移

(単位:億円、%)

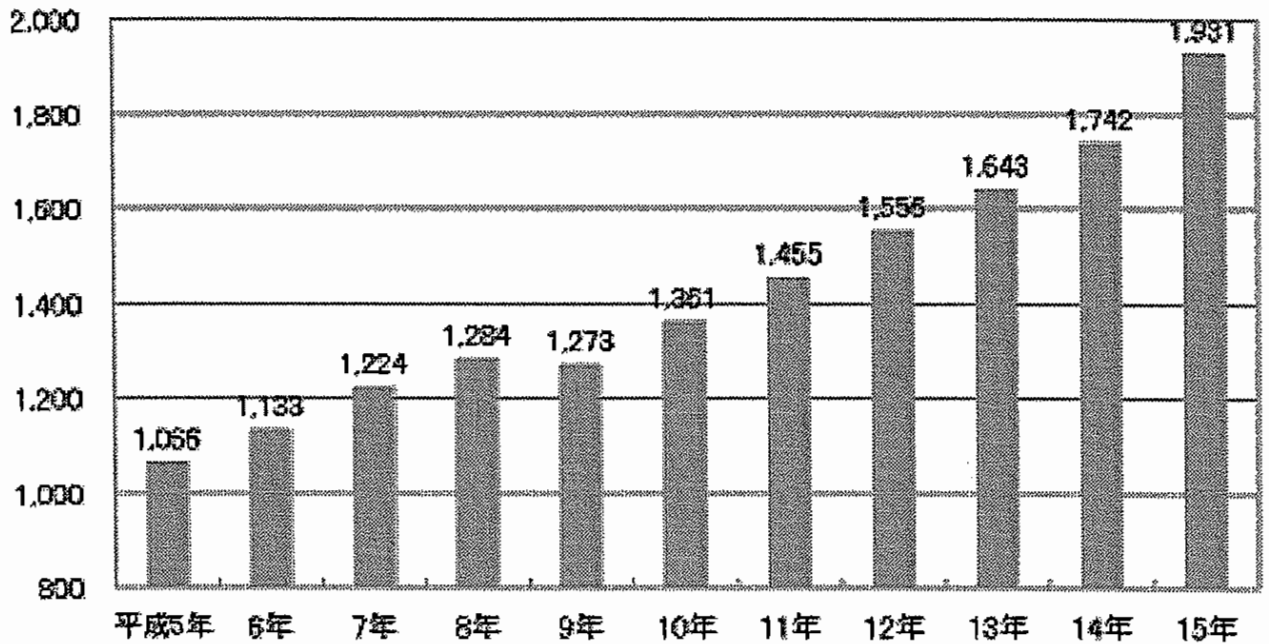
	7年3月末	8年3月末	9年3月末	11年3月末	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末
消費者向無担保貸金業者	52,177 (14.1)	64,771 (24.1)	74,834 (15.5)	89,846 (20.1)	95,948 (6.8)	106,263 (10.8)	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)
消費者向有担保貸金業者	8,172 (▲3.6)	6,065 (▲25.8)	5,768 (▲4.9)	4,185 (▲27.4)	3,514 (▲16.0)	2,755 (▲21.6)	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)
消費者向住宅向貸金業者	15,643 (9.2)	14,844 (▲5.1)	14,137 (▲4.8)	8,589 (▲39.2)	13,751 (60.1)	15,054 (9.5)	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)
事業者向貸金業者	393,910 (▲5.2)	358,489 (▲9.0)	339,907 (▲5.2)	267,382 (▲21.3)	204,360 (▲23.6)	179,977 (▲11.9)	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)
手形割引業者	4,241 (▲5.6)	5,527 (30.3)	4,191 (▲24.2)	4,710 (12.4)	4,272 (▲9.3)	4,274 (0.0)	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)
クレジットカード会社	12,657 (▲2.7)	12,586 (▲0.6)	12,392 (▲1.5)	13,229 (6.8)	19,268 (45.6)	12,888 (▲33.1)	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)
信販会社	64,427 (▲4.7)	63,223 (▲1.9)	58,461 (▲7.5)	59,979 (2.6)	54,170 (▲9.7)	62,052 (14.6)	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)
流通・メーカー系会社	10,316 (9.7)	12,024 (16.6)	11,274 (▲6.2)	11,765 (4.4)	9,547 (▲18.9)	6,882 (▲27.9)	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)
建設・不動産業者	46,149 (▲13.4)	36,237 (▲21.5)	24,907 (▲31.3)	24,263 (▲2.6)	23,774 (▲2.0)	17,841 (▲25.0)	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)
質屋	1,733 (▲0.5)	1,213 (▲30.0)	1,360 (12.1)	1,592 (17.1)	1,279 (▲19.7)	1,341 (4.8)	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)
リース会社	124,120 (▲12.3)	109,540 (▲11.7)	93,382 (▲14.8)	59,117 (▲36.7)	45,797 (▲22.5)	35,035 (▲23.5)	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)
日賦貸金業者	388 (▲20.2)	801 (106.4)	604 (▲24.6)	653 (8.1)	691 (5.8)	754 (9.1)	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)
合計	733,933 (▲5.4)	685,320 (▲6.6)	641,217 (▲6.4)	545,309 (▲15.0)	476,376 (▲12.6)	445,123 (▲6.6)	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)

- (注) 1. ()内は対前年比伸び率。
 2. 毎年の集計対象業者数は異なっている。
 3. 10年3月末は未集計。

(資料) 金融庁

年度別登録人数の推移

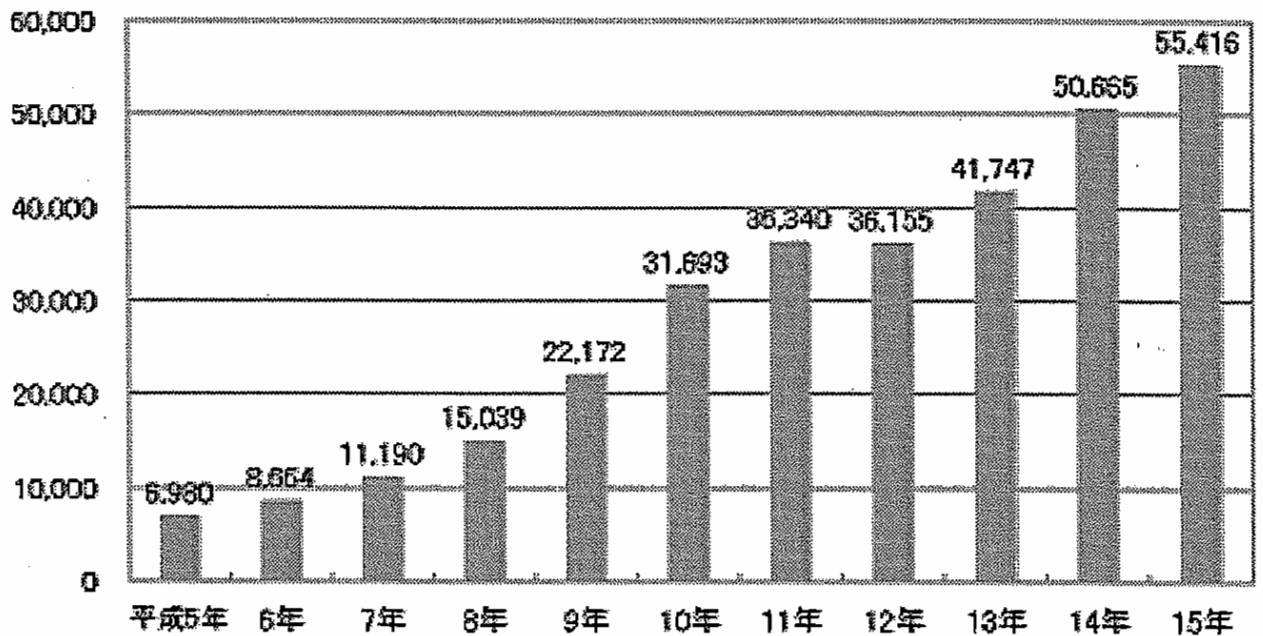
(単位:万人)



※数字は各年度末における数字。

年度別開示人数の推移

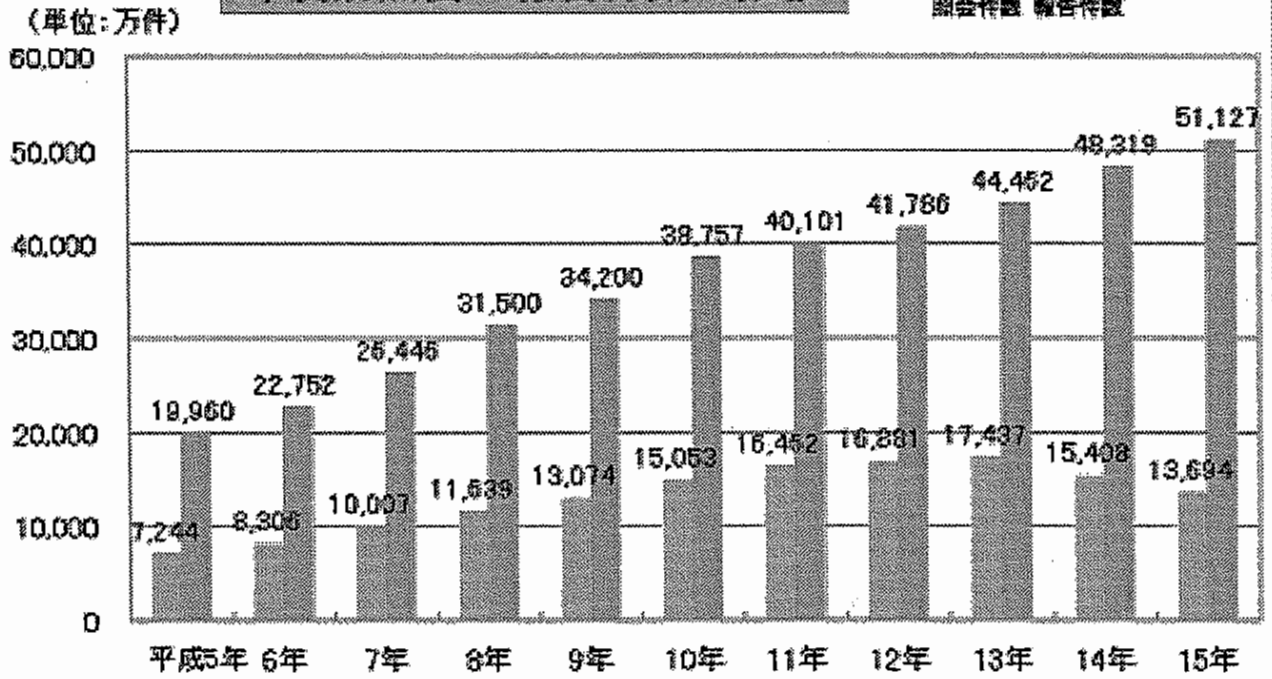
(単位:件)



※数字は当年4月～翌年3月末の年度合計です。

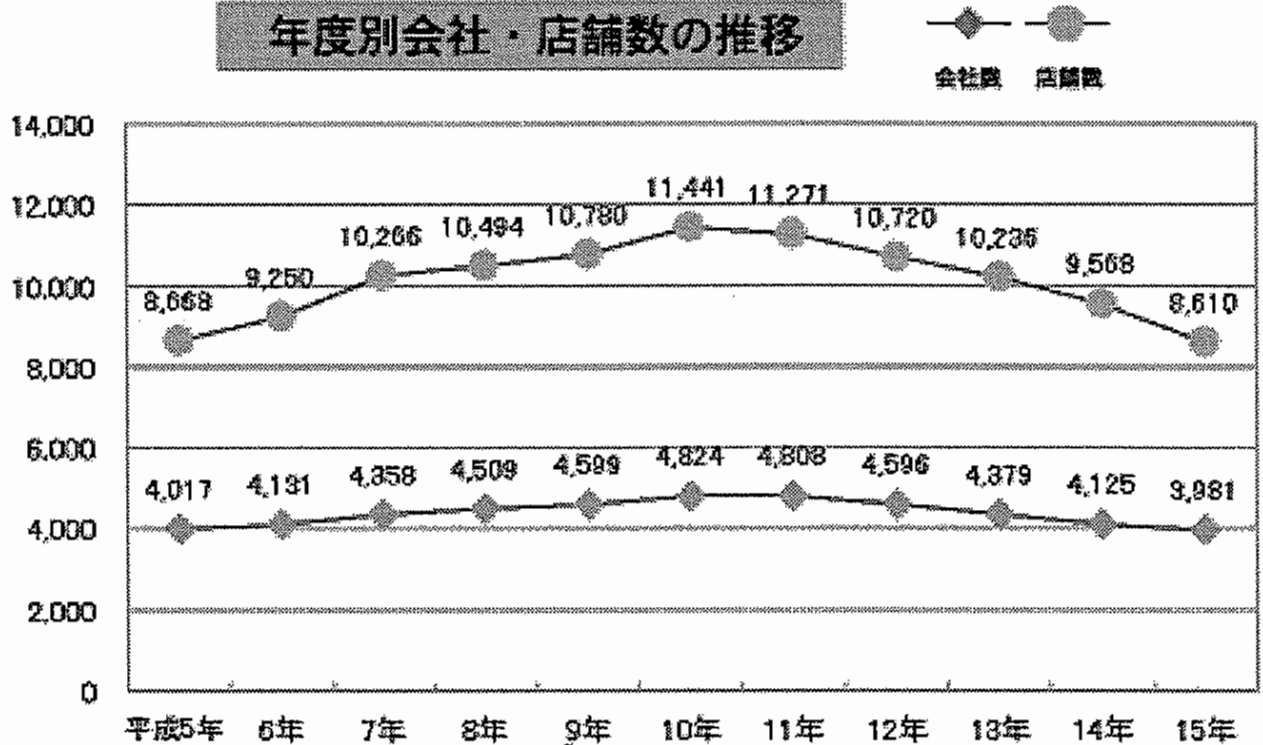
全情連統計

年度別照会・報告件数の推移



※数字は当年4月～翌年3月末の年度合計です。

年度別会社・店舗数の推移



※数字は各年度末における数字
数字は全て33センター合計。

年度別研修受講者数

課程 年度	基礎編	実務編	更新	金融取引管理者	年度計
S59	28,418 (19,790)				28,418 (19,790)
60	10,838 (6,776)				10,838 (6,776)
61	6,518 (4,448)	21,696 (16,379)			28,214 (20,827)
62	6,760 (4,989)	23,290 (18,059)			30,050 (23,048)
63	6,473 (5,047)	11,685 (8,995)	449 (319)		18,607 (14,361)
H 1	6,772 (5,383)	8,555 (6,825)	106 (54)	7,876 (7,876)	23,309 (20,138)
2	7,458 (5,968)	7,266 (6,012)	68 (47)	5,917 (5,917)	20,709 (17,944)
3	7,753 (6,333)	5,356 (4,426)	1,809 (912)	4,669 (4,669)	19,587 (16,340)
4	7,389 (6,063)	5,663 (4,803)	937 (487)	3,486 (3,486)	17,475 (14,839)
5	7,033 (5,819)	5,456 (4,695)	345 (130)	3,374 (3,374)	16,208 (14,018)
6	7,320 (6,315)	5,519 (4,779)	963 (234)	3,373 (3,373)	17,175 (14,701)
7	7,182 (6,253)	5,655 (5,082)	553 (150)	3,626 (3,626)	17,016 (15,111)
8	8,645 (7,670)	6,239 (5,636)	502 (179)	3,857 (3,857)	19,243 (17,342)
9	8,752 (7,786)	6,297 (5,762)	1,033 (411)	3,939 (3,939)	20,021 (17,898)
10	8,914 (8,028)	6,563 (6,014)	489 (386)	4,238 (4,238)	20,204 (18,666)
11	8,085 (7,342)	6,041 (5,631)	412 (114)	4,164 (4,164)	18,702 (17,251)
12	8,344 (7,618)	5,986 (5,586)	554 (126)	3,873 (3,873)	18,757 (17,203)
13	7,113 (6,568)	5,664 (5,362)	373 (118)	3,793 (3,793)	16,943 (15,841)
14	7,081 (6,479)	5,284 (5,002)	353 (111)	3,882 (3,882)	16,600 (15,474)
15	13,314 (11,639)	12,222 (10,892)	501 (208)	3,477 (3,477)	29,514 (26,216)
累計	180,162 (146,314)	154,437 (129,940)	9,447 (3,986)	63,544 (63,544)	407,590 (343,784)

(平成16年3月31日現在)

(注)

1. 基礎編は、貸金業規制二法の趣旨の周知を図ることを目的としたもの(「基礎編研修」)。
2. 実務編は、貸金業務に必要な法律知識を習得することを目的としたもの(「実務編研修」)。
3. 実務編は、昭和61年度が実務編第一次研修のみの数値、昭和62年度から平成元年度までが実務編第一次と第二次の合算の数値である。
4. 平成2年度から実務編第一次研修と実務編第二次研修が一本化された(「実務編研修」)。
5. 更新は最終修了課程の合格日から3年を経過した者を対象に実施するもの(表に示された数字は、従前と同研修課程により更新した人数)。
6. 金融取引管理者認定研修は、実務編を修了した協会員又はその社員を対象に実施するもの。
7. ()内は協会員又はその社員数を示す。

平成16年度 貸金業務取扱主任者研修修了者数一覧表
(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

<協会別>

協会	研修A修了者数	研修B修了者数	合計
北海道	1,257	369	1,626
宮城県	550	101	651
岩手県	258	128	386
福島県	370	113	483
秋田県	253	72	325
青森県	321	145	466
山形県	250	131	381
東京都	3,504	2,960	6,464
神奈川県	1,094	314	1,408
埼玉県	531	237	768
千葉県	579	387	966
山梨県	173	25	198
栃木県	207	106	313
茨城県	404	78	482
群馬県	362	59	421
新潟県	406	140	546
長野県	236	33	269
愛知県	736	647	1,383
静岡県	645	294	939
三重県	322	91	413
岐阜県	323	117	440
石川県	183	91	274
福井県	176	33	209
富山県	160	70	230
大阪府	2,328	1,570	3,898
京都府	813	203	1,016
兵庫県	979	309	1,288
奈良県	155	51	206
和歌山県	237	117	354
滋賀県	287	42	329
広島県	361	284	645
山口県	393	67	460
岡山県	317	171	488
鳥取県	98	32	130
島根県	82	18	100
香川県	376	89	465
愛媛県	345	216	561
徳島県	141	57	198
高知県	309	116	425
熊本県	595	188	783
大分県	301	168	469
鹿児島県	406	159	565
宮崎県	118	60	178
福岡県	1,211	1,029	2,240
佐賀県	183	49	232
長崎県	374	133	507
沖縄県	443	254	697
合計	24,152	12,123	36,275

<月別>

年月	研修A修了者数	研修B修了者数	合計
平成16年 4月	—	45	45
平成16年 5月	715	216	931
平成16年 6月	4,246	1,824	6,070
平成16年 7月	2,867	2,663	5,530
平成16年 8月	4,385	824	5,209
平成16年 9月	1,141	1,727	2,868
平成16年10月	3,506	1,895	5,401
平成16年11月	1,818	152	1,970
平成16年12月	1,726	544	2,270
平成17年 1月	537	751	1,288
平成17年 2月	1,390	1,080	2,470
平成17年 3月	1,821	402	2,223
合計	24,152	12,123	36,275

(社団法人 全国貸金業協会連合会)

昭和62年度～平成15年度 苦情処理状況集計表

項目/年度	昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
苦情受付状況(全体)	679	681	475	450	525	969	1,378	1,791	2,184	1,887	2,079	2,380	2,633	2,947	4,285	11,290	9,263	45,896
1. 来 訪	205	181	109	81	145	183	249	233	288	249	292	331	427	453	557	1,062	685	5,730
2. 電 話	472	494	363	362	353	749	1,115	1,539	1,864	1,623	1,738	2,014	2,177	2,456	3,704	7,683	8,356	37,062
3. 文 書	1	6	3	7	27	37	13	19	25	15	49	35	29	38	23	41	34	402
4. その他	1						1		7						1	2,504	188	2,702
苦情の内容(受付件数)	679	681	475	450	525	969	1,378	1,791	2,184	1,887	2,079	2,380	2,633	2,947	4,285	11,290	9,263	45,896
1. 過剰借入の強要	9	7	5	9	7	20	23	45	60	53	93	135	101	89	171	268	197	1,292
2. 貸付条件・標識の掲示	42	12	21	6	6	25	14	8	23	25	25	16	15	22	53	44	97	454
3. 広 告	15	23	26	5	8	15	16	23	47	28	65	53	63	89	161	245	135	1,017
4. 契約内容等	133	159	120	120	134	227	197	247	285	259	321	399	396	462	849	826	598	5,732
5. 取立て行為	267	287	198	197	230	340	461	481	540	603	780	912	932	787	985	1,926	2,569	12,495
6. 金 利	170	151	79	64	73	127	141	182	258	234	187	195	278	528	922	1,980	816	6,385
7. その他	43	42	26	49	67	215	526	805	971	685	608	670	848	970	1,144	6,001	4,851	18,521
苦情の処理結果	668	680	463	433	467	946	1,356	1,772	2,174	1,845	2,064	2,368	2,620	2,902	4,197	10,963	9,263	45,181
1. 協会の指導による是正	520	532	362	290	307	688	1,102	1,504	1,858	1,469	1,679	2,076	2,190	2,469	2,910	3,793	4,273	28,022
2. 協会の会員処分	1	2			1	7	1	1	1		4		2	1		5	3	29
3. 下記への処理要請・相談のすすめ	147	146	101	143	159	251	253	267	315	376	381	292	428	432	1,287	7,165	4,987	17,130
(1) 財務局	4		5	4	2	24	13	25	35	38	49	28	38	20	47	58	67	457
(2) 都道府県	28	48	16	13	17	40	44	56	79	76	103	101	107	107	403	767	571	2,576
(3) 警察	51	58	58	92	91	128	71	76	108	151	124	66	119	158	558	2,349	3,145	7,403
(4) 弁護士会	39	30	14	22	22	28	28	35	19	26	42	50	56	48	112	323	354	1,248
(5) その他	25	10	8	12	27	31	97	75	74	85	63	47	108	99	167	3,668	850	5,446

※ 平成5年5月～平成7年3月の東京協会の件数は、火災事故がありデータ採取不可能のため算入されていません。

12 ※ 「苦情の内容」中の網掛け部分は、各年度で最も件数の多い項目

昭和62年度～平成15年度 相談処理状況集計表

項目/年度	昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
相談受付状況(全体)	12,483	19,430	21,754	27,805	34,410	41,606	43,960	45,454	52,274	62,440	77,592	89,253	91,904	83,010	93,390	104,390	91,562	992,617
1. 来 訪	6,325	9,268	9,947	12,709	14,817	16,460	16,776	17,160	19,498	22,576	27,872	32,229	33,580	27,880	30,555	28,785	22,631	349,068
2. 電 話	5,974	9,907	11,536	14,683	19,327	25,043	27,099	28,205	32,703	39,781	49,558	56,825	58,104	55,068	62,457	74,776	68,095	639,141
3. 文 書	184	255	271	413	266	103	85	88	72	83	162	199	106	62	67	81	44	2,541
4. その他								1	1				14		311	748	792	1,867
一般相談の内容(受付件数)	10,769	17,457	19,756	25,439	32,070	39,515	42,224	43,826	50,574	60,208	74,582	85,001	87,788	79,683	89,762	100,962	88,949	948,565
1. 返済困難に関するもの	3,844	7,610	8,353	10,582	12,998	14,432	13,136	12,655	13,267	18,124	21,334	25,358	23,840	17,062	20,863	28,153	24,695	276,306
2. 返済義務に関するもの	493	735	920	1,098	1,837	1,722	1,676	1,424	2,222	2,542	2,850	2,993	2,709	2,720	3,316	4,124	3,509	36,890
3. 身分証明書等の紛失等の届出に関するもの	2,211	2,841	3,094	3,349	3,912	4,109	3,741	4,215	4,500	5,400	6,663	8,450	9,766	10,118	10,030	9,164	9,380	100,943
4. 貸出禁止に関するもの	2,985	4,855	6,142	8,702	11,257	14,409	17,105	19,076	23,103	27,574	34,274	37,881	40,637	39,960	43,079	38,207	27,332	396,578
5. 信用情報に関するもの	466	881	1,067	1,606	2,002	4,336	4,755	3,735	4,345	5,040	7,468	7,672	7,772	6,028	5,539	4,939	4,202	71,853
6. その他	770	535	180	102	64	507	1,811	2,721	3,137	1,528	1,993	2,647	3,064	3,795	6,935	16,375	19,831	65,995
一般相談の処理結果	10,294	16,744	19,717	25,356	31,779	38,561	41,230	42,808	49,662	59,392	74,016	84,937	87,677	79,298	89,265	99,888	88,227	938,851
1. 協会による処理	9,436	14,792	18,108	23,873	29,693	35,533	36,026	41,389	45,944	56,414	70,886	81,081	83,292	74,487	80,383	83,144	74,089	858,570
2. 他の機関への相談のすすめ	835	1,948	1,609	1,482	2,084	3,023	5,194	1,330	3,651	2,784	2,968	3,843	4,363	4,776	6,735	13,055	11,659	71,339
3. その他	23	4		1	2	5	10	89	67	194	162	13	22	35	2,147	3,689	2,479	8,942
債務相談の受付件数	1,714	1,973	1,998	2,366	2,340	2,091	1,736	1,628	1,700	2,232	3,010	4,252	4,016	3,327	3,628	3,428	2,619	44,052
債務相談の処理状況	1,589	1,146	1,252	1,545	1,733	1,470	1,299	1,190	1,243	1,691	2,360	3,187	3,276	3,021	2,967	3,162	2,612	34,743
1. 受 理	831	975	996	1,233	1,258	1,218	1,107	1,069	1,013	1,485	1,956	2,551	2,538	2,386	2,111	2,162	1,574	26,463
2. 不 受 理	758	171	256	312	475	252	192	121	230	206	404	636	738	635	856	1,000	1,038	8,280
(1) 他の機関への相談のすすめ	75	116	174	161	236	141	62	33	73	72	192	269	232	298	347	495	560	3,536
(2) その他	683	55	82	151	239	111	130	88	157	134	212	367	506	337	509	505	478	4,744

※ 平成5年5月～平成7年3月の東京協会の件数は、火災事故がありデータ採取不可能のため算入されていません。

※ 「一般相談の内容」中の網掛け部分は、各年度で最も件数の多い項目

財団法人 日本クレジットカウンセリング協会

クレジット（消費者信用）の多重債務に悩む消費者の生活再建のため、
公正・中立な立場から問題解決に取り組んでいます

財団法人日本クレジットカウンセリング協会は、クレジット（消費者信用）の利用者で、複数の債権者に対しての債務の返済が困難な状態に陥ったいわゆる多重債務者などに対し、消費者保護の立場から公正・中立なカウンセリングなどを行い、その生活再建を図ること、およびクレジット（消費者信用）の健全な利用についての啓発を行い、多重債務者の発生の未然防止を図ることを目的としています。

カウンセリング事業の実施には、日本弁護士連合会や地域の弁護士会のご協力をいただいています。

協会の運営費は、クレジット関係、貸金及び銀行業界からの賛助会費と、日本自転車振興会からの補助金でまかなわれています。

協会設立趣旨

(昭和62年3月10日 設立準備委員会)

我が国の経済社会情勢は、かつての高度成長から安定成長型経済社会へと移行する中で複雑かつ多様な変化をみせております。国民生活をめぐる諸環境においても、かつてのような高い所得の伸びを期待しえなくなっている一方、生活水準の向上、消費者意識の高度化、多様化にみられるように、成熟の時代に入りつつあります。

こうした変化の過程で消費者信用は家計における支払い手段の多様化、支払いの繰延べ等を可能ならしめ、高級化、多様化した消費者ニーズの充足に大きな役割を果たしつつ広く普及してまいりました。(中略)

しかしながらこのような消費者信用の急速な発展の過程で、クレジットの分野において自己の支払い能力を超えたいわゆる多重債務者の増加がみられ、これが種々の社会問題を惹き起こすとともに、クレジットの健全な発展にとって大きな障害をもたらしております。

このため、多重債務者の発生を未然に防止するとの観点から既にクレジット業界におきましては、多重債務者の発生を未然に防止するため信用情報の整備・充実等と信段階でのチェック体制の強化を通じて、過剰与信の防止体制の整備に取り組んでまいりました。

また、ひとたび多重債務に陥った者については、消費者保護の観点から適切な生活指導等を行いつつ社会的更生を図っていくことが肝要であります。クレジット先進国である米国では全国的にカウンセリング機関が整備され、多重債務問題の解決に相当な役割を果たしておりますが、我が国においては現在のところこのような体制の整備は極めて不備であるといわざるをえません。

このため、広く各界の協力を得て公正・中立な立場から多重債務者の更生・救済を図るとともに、一般消費者に対しクレジットの健全な利用に関する啓発を行い、もって多重債務者の発生の未然防止を図り、消費生活の健全性を確保することを目的として財団法人日本クレジットカウンセリング協会を設立しようとするものであります。

協会の概要

公益法人設立許可——昭和62年3月31日

基本財産——2億766万円(平成16年3月31日現在)

事業

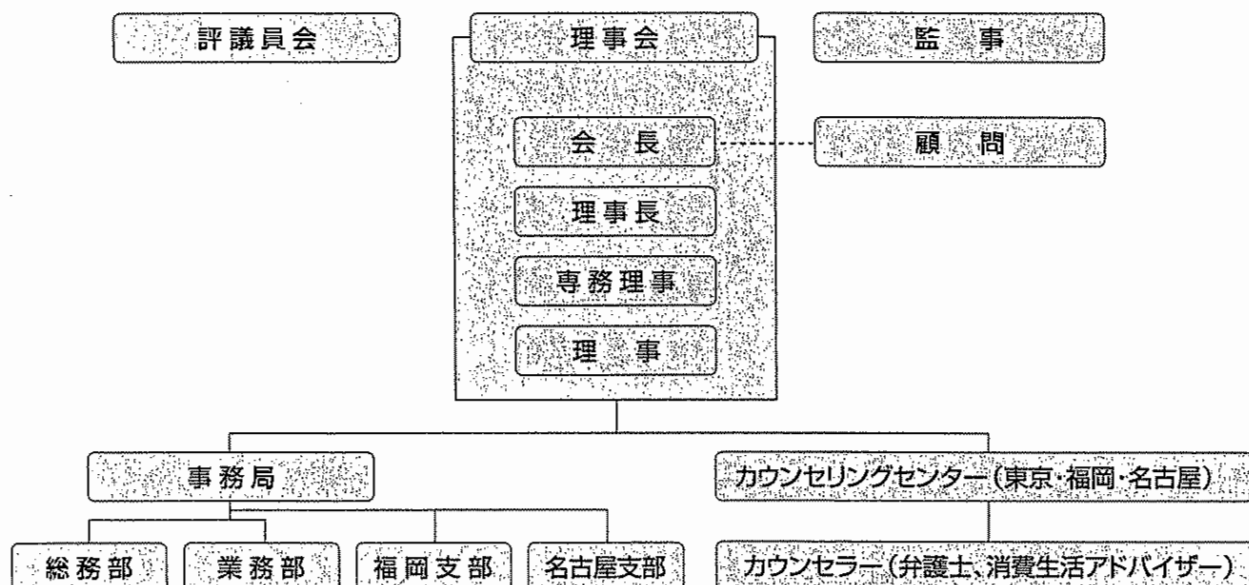
1 多重債務者の生活再建と救済を図るカウンセリング事業

- 多重債務者の生活、債務、弁済方法等に関する相談及び助言
- 多重債務者の弁済計画の策定及び同計画の債権者への提示
- 多重債務者の弁済計画の履行に関する助言
- 多重債務者に対する破産・民事再生等の司法手続きに関する助言
- 多重債務に陥る可能性のある者に対する相談及び助言

2 クレジット(消費者信用)の健全な利用に関する啓発・調査事業

- クレジット(消費者信用)に関する調査及び研究
- クレジット(消費者信用)の健全な利用に関する啓発

協会組織図



東京センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル4階

交通ご案内：地下鉄 丸ノ内線新宿御苑前駅 下車 徒歩3分

Tel. 03-3226-0121

福岡センター

〒810-0041 福岡市中央区大名2-12-15 赤坂セブンビル2階

交通ご案内：福岡市地下鉄空港線赤坂駅 下車 徒歩2分

Tel. 092-739-8104

名古屋センター

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-1 ライオンビル7階

交通ご案内：地下鉄桜通線・名城線久家大通駅 下車 徒歩2分

Tel. 052-957-1211

ご相談は無料です。秘密は厳守されます。

電話相談の受付時間

毎週 月曜日～金曜日 (12月28日～1月4日と祝日等を除く)
 午前 10:00～12:40まで
 午後 2:00～ 4:40まで

「ヤミ金融苦情ダイヤル」実施概要

開設期間 : 2002年11月5日(火)～12月4日(水)

開設時間 : 月～金 午前10時～午後5時

電話番号 : 0570-083-730「ゼロヤミ、ナヤミゼロ」(全国共通)

開設場所 : 全国の都道府県にある貸金業協会の事務所内

- 目 的 :
- ヤミ金融の被害者から苦情を受け付けて、最良のアドバイスを実施し、これ以上の被害の拡大を防ぐ
 - ヤミ金融の実態を把握することで、今後の対策を検討する材料として活用する
 - ヤミ金融の被害実態を把握することで、それらをより多くの人たちに知らせ、今後の被害の予防の一助とする

今後の予定 : (社)全国貸金業協会連合会では、今回の「ヤミ金融苦情ダイヤル」の結果を参考にして、関係各所と連携しながら、ヤミ金融対策について検討していきたいと考えております。

「ヤミ金融苦情ダイヤル」受付集計結果（平成14年11月5日～12月4日）

●苦情電話受付件数……10,727件

●苦情対象業者数……30,419件（1人当たり2.84件）

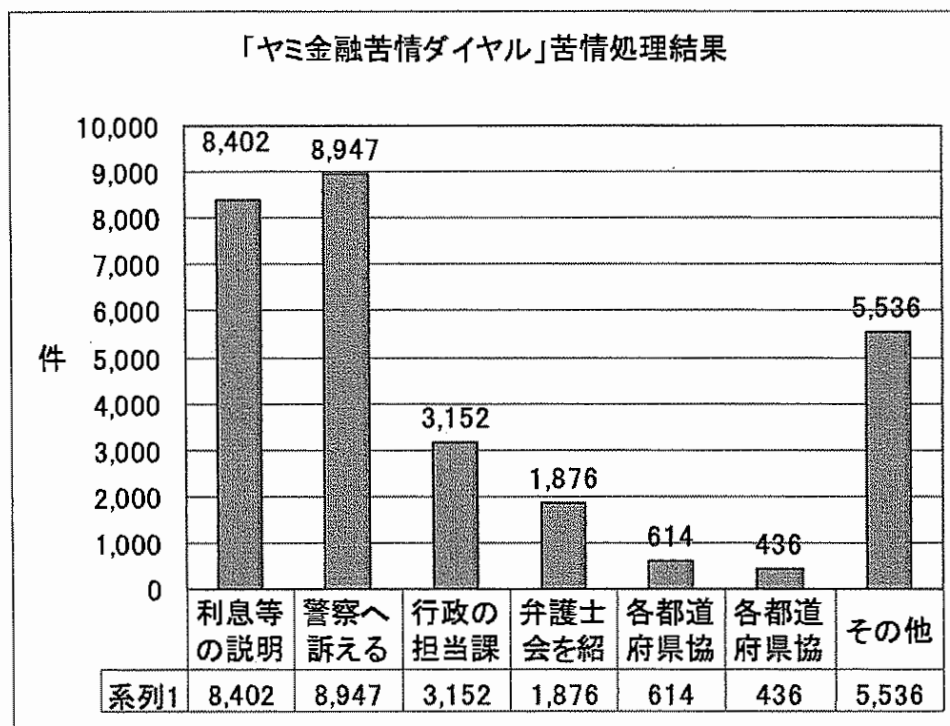
●苦情内訳

1) 違法高金利	14,568
2) 違法取立行為	8,774
3) 紹介屋	443
4) 買取屋	73
5) DM	1,209
6) その他	2,595

●処理結果

1) 利息等の説明	8,402
2) 警察へ訴えるよう助言	8,947
3) 行政の担当課等を紹介	3,152
4) 弁護士会を紹介	1,761
5) 各都道府県協会の苦情処理委員会で処理	1,876
6) 各都道府県協会へ来訪するよう予約	614
7) その他	5,536

※「苦情内訳」「処理結果」の内容は複数回答ですので、合計数字は、一致しません。



① 貸金業登録者数の全国と東京都の比較

東京都の窓口規制と改正貸金業規制法施行の事前効果により「トイチ業者」が減少

1 法改正に伴って減少する知事登録業者数

(1) 前回調査結果のポイント

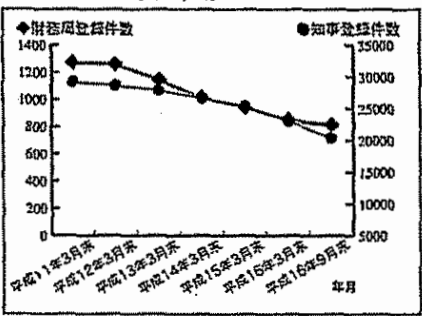
・平成13年3月末を境に、都知事登録業者が目立って急増したが、規制法改正を挟む本調査の分析を始めるに先立ち、再確認の意味も込めて、前回調査で明らかとなった諸事実を以下にまとめておきたい。

- ① 全国の貸金業登録者数は、財務局長登録者数ならびに都道府県知事登録業者数ともに年々減少していること。(第1表)
- ② 一方、これを東京都に限って見れば、財務局長登録者数は全国同様毎年減少しているものの、都知事登録者数は平成13年3月末から逆に増加に転じていること。(第2表)
- ③ 平成12年6月に、出資法の上限金利がそれまでの年40.004%から29.2%に引き下げられ、それを契機に、多くの貸金業者が与信の引き締めを図ったほか、廃業に踏み切る業者も多発したこと。
- ④ そのことと、「トイチ業者」が増加した時期を重ね合わせて推察すると、上限金利の引下げによって、正規の貸金業者による資金供給パイプが細ってしまい、その結果、資金の需給バランスが崩れて、違法行為を行う「トイチ業者」の跋扈を引き起こした懸念が強いこと。

■ (第1表) 全国における貸金業登録業者数の推移

	財務局長登録	増減	知事登録	増減	計	増減
平成11年3月末	1,271		29,174		30,445	
平成12年3月末	1,261	▲10	28,661	▲513	29,922	▲523
平成13年3月末	1,145	▲116	27,896	▲765	29,041	▲881
平成14年3月末	1,014	▲131	26,623	▲1,273	27,637	▲1,404

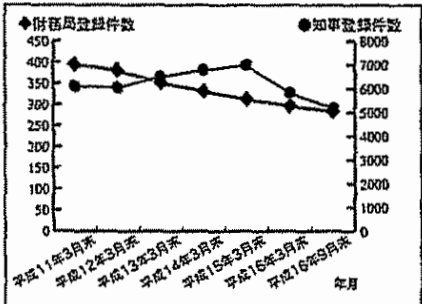
□ (第1図) 全国における貸金業登録業者数の推移



■ (第2表) 東京都における貸金業登録業者数の推移

	財務局長登録	増減	知事登録	増減	計	増減
平成11年3月末	394		6,087		6,481	
平成12年3月末	380	▲14	6,031	▲56	6,411	▲70
平成13年3月末	351	▲29	6,486	455	6,837	426
平成14年3月末	331	▲20	6,778	292	7,109	272

□ (第2図) 東京都における貸金業登録業者数の推移



資料：東京都貸金業協会
「貸金業規制法の改正に伴う都金協会員の動向とトイチ業者の実態～アンケート調査と実態報告～」

(2) 貸金業登録業者数の減少と法改正

・それでは、その後の追跡調査ではどうなったのか、前回調査と同様に、全国と東京都の貸金業登録業者数の推移について眺めてみたい。

① 全国の貸金業登録業者数は過去6年余りで約1万社減少

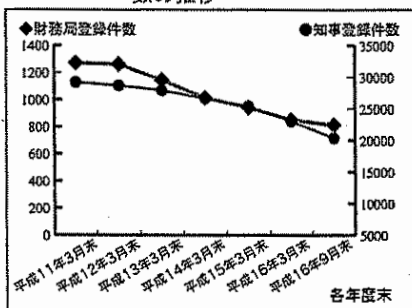
・金融マーケットが急速に成熟する中であって、平成12年6月の上限金利の引下げは、われわれが予想していた以上に、この業界に強烈なインパクトをもたらすものであった。

(第3表)に示すとおり、全国の貸金業登録業者数は、過去一貫して減少している。平成11年3月末では、財務局長登録と知事登録を合わせた合計登録業者数は30,445件あったものが、同16年9月末には21,176件と、実にわずかこの6年間余で、おおよそ1万件弱の業者がなくなってしまったのである。財務局長登録業者の減少がどちらかといえば、金利引下げの影響が強かった、前回調査時の平成14年3月末でピークを迎えたのに対して、知事登録業者の場合は、年を追う毎に減少幅が増えている。この点については、後ほど改めて述べるが、小規模会社が多い知事登録業者にあっては、その時折の法改正やマーケット変化に対して、極めて大きく影響されることが、こうしたデータの背景にあるのであろう。

■ (第3表) 全国における貸金業登録業者数の推移

	財務局長登録	増減	知事登録	増減	計	増減
平成11年3月末	1,271		29,174		30,445	
平成12年3月末	1,261	▲10	28,661	▲513	29,922	▲523
平成13年3月末	1,145	▲116	27,896	▲765	29,041	▲881
平成14年3月末	1,014	▲131	26,623	▲1,273	27,637	▲1,404
平成15年3月末	941	▲73	25,373	▲1,250	26,314	▲1,323
平成16年3月末	851	▲90	23,014	▲2,359	23,865	▲2,449
平成16年9月末	813	▲38	20,363	▲2,651	21,176	▲2,689

□ (第3図) 全国における貸金業登録業者数の推移



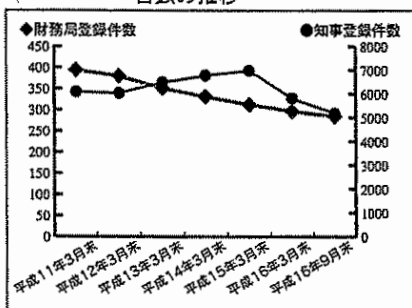
② 表面的には沈静化した「トイチ業者」

・それでは、東京都の登録業者数はどうであったろうか。都知事登録業者は、平成16年3月末では5,816件となっており、その前年の6,983件に比べて、実数で1,167件の減少、率にして約17%近く急減している。平成16年9月末でも、その減少傾向は変わらず、半年間でさらに637件減少し、5,179件となっている。都知事登録を行っている貸金業者は、都金協会にも大勢いるように、現在登録されている業者の大部分は、適法に業務を行っていると思いたい。繰り返し述べるが、金利引下げを機に、“悪貨が良貨を駆逐するように”、平成13年3月末から同15年3月末にかけて、毎年増加していたいわゆる「トイチ業者」は、最近の登録状況を見る限り、ひとまず市場から退散し、沈静化しつつあるように見える。

■ (第4表) 東京都における貸金業登録業者数の推移

	財務局長登録	増減	知事登録	増減	計	増減
平成11年3月末	394		6,087		6,481	
平成12年3月末	380	▲14	6,031	▲56	6,411	▲70
平成13年3月末	351	▲29	6,486	455	6,837	426
平成14年3月末	331	▲20	6,778	292	7,109	272
平成15年3月末	312	▲19	6,983	205	7,295	186
平成16年3月末	296	▲16	5,816	▲1,167	6,112	▲1,183
平成16年9月末	284	▲12	5,179	▲637	5,463	▲649

□ (第4図) 東京都における貸金業登録業者数の推移



③ 法改正に伴って減少する小規模会社—資金需給バランスは不安定に一

・下表は全国の貸金業登録業者数(第3表)から東京都のそれ(第4表)を差し引いた数値である。当表作成の目的は、「トイチ業者」が入ることにより、全国の登録業者に生じてい

る変化のトレンドが歪んでしまい、肝心のポイントが見えなくなってしまうからである。

全国の貸金業登録業者数から東京都分を除くことにより、全体数値としての意味合いは損ねても統計的にはより精度の高い分析が可能となる。

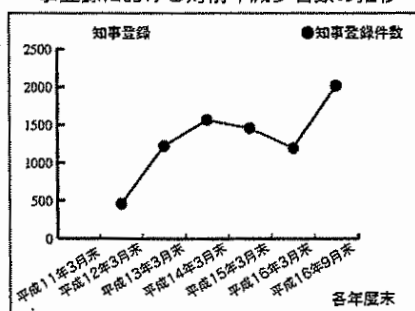
・(第5表)のうち、知事登録分に着目して頂きたい。(第5図)のグラフからも知れるとおり、過去約7年間で、知事登録業者数が大きく減少した時期は、平成13年3月末と同16年9月末の2回である。前掲の(第3表)では、知事登録業者数は年を追う毎に増加しているかのように見えた。東京都登録業者分の変則数値を除いた修正分の(第5表)では、減少数は毎年増加の一途を辿っているのではなく、2つの波があることを示している。平成15年3月末、そして同16年3月末と、一旦減少に歯止めが掛かった知事登録業者数は、同9月末には、再び3月末対比で▲2,014件と、大幅な減少に転じた。これは何を意味するのか。平成13年3月末の減少は、同12年6月末の上限金利の引下げが登録業者数の減少に繋がった、と見て差し支えなかろう。それでは、平成16年9月末の急激な減少は何に起因するのか。同年1月には、規制の厳格化、罰則の強化を特徴とする貸金業規正法の改正、いわゆる「ヤミ金融対策法」が施行実施された。当調査レポートの第1部でも、その詳細を分析したとおり、今回の法改正は、適正に業を行っている貸金業者にとっても厳しいものとなった。とりわけ貸付残高が5億円未満、従業員数が5名未満の、いわゆる極小規模会社の会員にとっては、死活問題となった。改正規制法施行後の平成16年9月末、多数の都知事登録業者が廃業の止むなきに至ったのは、まさに規制法の改正がその背景にあるのである。

・重ねて強調したいが、先の上限金利の引下げと言い、また平成16年の規制法の改正と言い、法が厳しくなればなるほど、副作用もまた大きくなる。表面的には、違法業者、ヤミ金融は姿を潜めた。しかし、後述するように、それら違法行為を繰り返す不逞の輩は、「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」、あるいは相変わらずの高金利違法業者として姿・形を変え、裏の社会で生き延びていく。その一方、将来に見切りをつけた古くからの庶民金融業者はひっそりと表舞台から去っていく。いま直ちに小口のお金を借りたいという資金需要者のニーズに対して、パイプはますます細くなってしまふのである。その隙き間を縫うように、再び違法業者が生き延びるマーケットを結果的に作ってしまうようなことを絶対に許してはならない。

■(第5表) 東京都を除いた全国における貸金業者数の推移

	財務局登録	増減	知事登録	増減	計	増減
平成11年3月末	877		23,087		23,964	
平成12年3月末	881	▲4	22,630	▲457	23,511	▲453
平成13年3月末	794	▲87	21,410	▲1,220	22,204	▲1,307
平成14年3月末	683	▲111	19,845	▲1,565	20,528	▲1,676
平成15年3月末	629	▲54	18,390	▲1,455	19,019	▲1,509
平成16年3月末	555	▲74	17,198	▲1,192	17,753	▲1,266
平成16年9月末	529	▲26	15,184	▲2,014	15,713	▲2,040

□(第5図) 東京都を除いた全国の知事登録における対前年減少者数の推移



(3) 法人・個人別新規登録件数の推移

①個人新規登録件数は平成15年度を境に伸び率は減少に

・新規登録件数の中身を法人・個人別に見ると、平成11年度を100とするその後の伸び率は、法人については大きな変化がなく、平成12年度の102をピークとして、以降緩やかに減少していく。一方、個人については、法人とはまったく異なる動きを示している。平成12年度以降、年を追う毎に、かつ上期よりは下期にという風に、平成14年度までは一貫して右肩上がりで伸びている。とりわけ平成14年度の下期には、195%という驚異的な伸びを示していた。

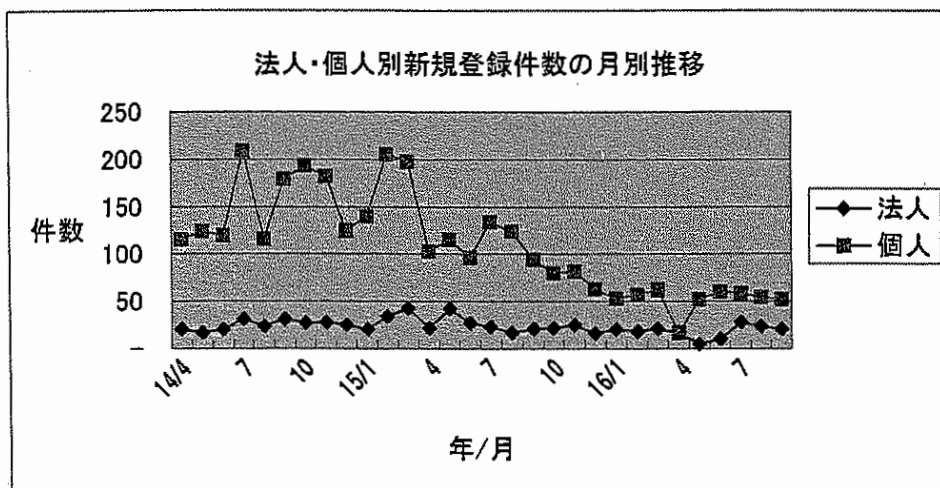
・これに対して、平成15年度からトレンドは一変した。平成15年度上期の指数は、まだ127

と平成11年度のそれを上回っていたものの、下期には74に下がり、年間計では、平成11年度とほぼ同数に留まった。

■ (第6表) 法人・個人別新規登録件数の推移

		平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
		上期	下期	年間計	上期	下期	年間計	上期	下期	年間計	上期	下期	年間計	上期	下期	年間計	上期	下期	年間計
法人	新規登録件数	182	172	334	159	183	342	164	140	304	147	177	324	152	122	274	103	—	103
	指数	100	100	100	98	106	102	101	81	91	91	103	97	94	71	82	64	0	64
	前年比(%)	—	—	—	98.1%	106.4%	102.4%	103.1%	76.5%	88.9%	89.6%	126.4%	106.6	103.4%	68.9%	84.6%	67.8%	—	37.6%
個人	新規登録件数	524	535	1,059	591	667	1,258	736	819	1,555	858	1,043	1,901	666	397	1,063	293	—	293
	指数	100	100	100	113	125	119	141	153	147	164	195	180	127	74	100	56	0	56
	前年比(%)	—	—	—	112.8%	124.7%	118.8%	124.5%	122.8%	123.6%	116.6%	127.4%	122.3%	77.6%	38.1%	55.9%	44.0%	—	27.6%
合計		686	707	1,393	750	650	1,600	900	959	1,859	1,005	1,220	2,225	818	519	1,337	396	—	396

□ (第6図) 法人・個人別新規登録件数の月別推移 (平成14年4月～平成16年9月)



・以上、平成15年4月を境として、個人の貸金業登録業者が大幅に減少し、法人についても、同年4月以降減少しているという事実を指摘した。全国の知事登録業者が減少する中で、東京都の知事登録業者だけが増加するという、全国的にみて極めて特異な状況に大きな変化が生じたのである。別言すると、この時期を境として、「トイチ業者」の増加という病巣にメスが入ったということである。

② 「トイチ業者」減少の大きな理由は、東京都の登録受付時のガイドライン強化策の実施

・では、いかなる理由で、平成15年4月以降、「トイチ業者」の減少傾向が顕著になったのであろうか。それをとく鍵が、平成15年4月1日から実施された東京都の登録受付における、一連のガイドラインの強化である。「トイチ業者」の非道振りがマスコミ報道などで報じられ、日を追う毎に大きな社会問題と化したため、東京都は同年7月の改正規制法の制定に先立って、新規登録時における必要提出書類の厳格化を行った。すなわち、営業店舗内外部の写真、賃貸契約書の写し、申請者の公的書類のカラー顔写真の提出などがそれである。これらの措置により、安易な登録申請に歯止めが掛かった。4月1日からの強化策実施を控えて、直前の平成15年2、3月には、駆け込み申請が見られたものの、4月以降、新規登録件数は急減することとなった。その背景には、この4月からの必要書類の追加提出、世論の後押しもあって強化された警察の取締り、さらには改正規制法が悪徳業者排除のために厳しい内容になると報じた一連の広報活動、これら諸々の事前効果や施行効果が、登録をかくれみとする悪徳業者に対して、「違法行為はもはや商売にならない」という念を抱かせる結果となったのであろう。

設備状況 (ATM、無人機、有人店、無人店)

下表は1社平均の店舗数を見たものである。10億円以上の業者では複数店舗経営であるが、“店舗政策の見直し”などもあって有人店の出店を控え、無人店舗出店を積極化する傾向にある。ただ、昨今では、コスト削減を進める企業も多く、出店スピードはダウンしている。

店舗出店に替わり積極的に推進しているのはATMの提携である。顧客利便度をアップさせることが大きな理由である。そのため、1億円以上の業者でも提携を進めるケースが見られる。最近では都市銀行と提携したり、コンビニエンスストア内のATMを利用する提携が進んでいる。

自動契約機は急速に普及してきたが、複数台設置しているのは10億円以上の業者で昨今では無人店の出店スピードのダウンやスクラップ&ビルドに合わせ、過去3ヵ年の推移でも増減が激しいことがわかる。

<表 13> 店舗内訳

	サンプル数	平成14年3月末平均(店)			平成15年3月末平均(店)			平成16年3月末平均(店)		
		総店舗数	内訳		総店舗数	内訳		総店舗数	内訳	
			有人店	無人店		有人店	無人店		有人店	無人店
全 体	347	27.1	9.4	17.8	27.0	8.7	18.3	26.5	8.3	18.2
3千万円未満	122	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0
3千～1億円未満	87	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0
1～10億円未満	90	1.5	1.3	0.2	1.4	1.3	0.2	1.4	1.2	0.2
10～100億円未満	29	11.5	9.5	2.0	6.7	4.3	2.4	6.7	4.0	2.7
100～500億円未満	9	28.6	13.7	14.9	34.4	14.3	20.1	37.3	13.8	23.6
500～5,000億円未満	6	293.5	77.2	216.3	298.5	76.0	222.5	282.7	71.0	211.7
5,000億円以上	4	1,678.3	512.0	1,166.0	1,682.0	498.0	1,184.0	1,657.8	471.0	1,186.8

※無人店舗の中には、カード発行のみの店舗も含む

<表 14> CD・ATM設置状況

	サンプル数	平成14年3月末平均(台)		平成15年3月末平均(台)		平成16年3月末平均(台)	
		自社分	提携分	自社分	提携分	自社分	提携分
全 体	119	173.7	13,568.9	173.9	13,993.0	173.6	22,248.0
3千万円未満	20	1.5	0.0	1.5	0.0	1.5	0.0
3千～1億円未満	23	1.0	3.0	1.0	3.0	1.0	3.0
1～10億円未満	35	2.5	7,712.7	2.4	9,291.3	2.3	13,887.8
10～100億円未満	23	8.1	321.0	8.8	238.7	8.3	622.3
100～500億円未満	9	42.3	6,791.0	46.3	7,378.2	48.8	8,650.5
500～5,000億円未満	5	416.3	14,259.5	410.3	26,215.5	380.5	31,183.3
5,000億円以上	4	1,901.0	44,042.5	1,905.5	59,654.8	1,845.3	69,256.5

<表 15> 自動契約機の保有状況

	サンプル数	平成14年3月末平均(台)	平成15年3月末平均(台)	平成16年3月末平均(台)
10～100億円未満	23	6.4	7.2	8.6
100～500億円未満	8	43.5	44.3	49.3
500～5,000億円未満	5	376.0	383.8	361.3
5,000億円以上	4	1662.3	1666.0	1645.3

(貸金業白書)

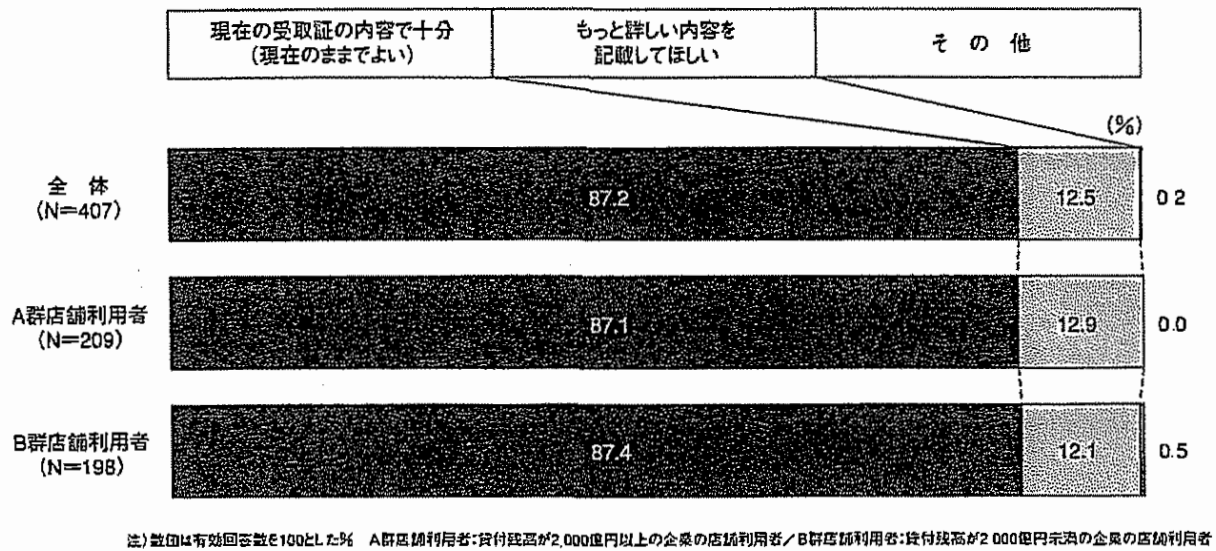
受取証書の発行

①消費者金融会社のATMで入金(返済)する場合——「現在のままでよい」が9割弱。

消費者金融会社のATMで入金(返済)をする際の受取証書の発行について、9割近くが「現在の受取証の内容で十分(現在のままでよい)」と考えている。

A群・B群店舗利用者ともに「現在のままでよい」が9割近くに達しており、現在の受取証書の発行で十分であると考えている人が多くなっている。

図6-20 消費者金融会社のATMで入金(返済)する場合

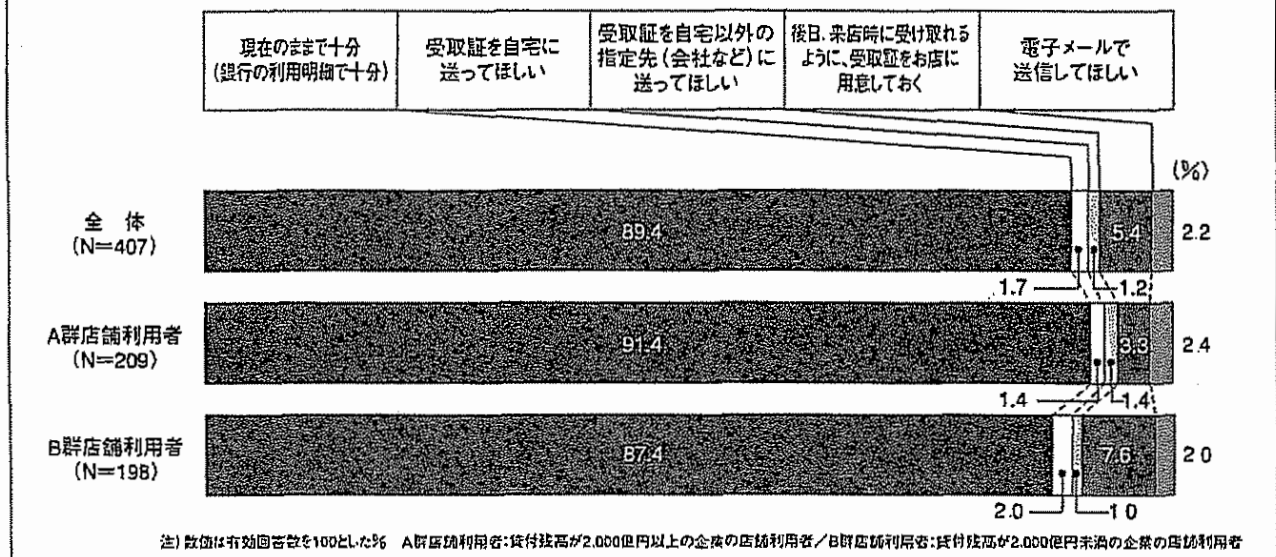


②銀行・コンビニのATMで入金(返済)する場合——「現在のままで十分」が9割。

銀行・コンビニのATMで入金(返済)する際の受取証書の発行について、「現在のままで十分(銀行の利用明細で十分)」が89.4%を占めている。

A群・B群店舗利用者ともに「現在のままで十分(銀行の利用明細で十分)」が9割前後と最も高くなっている。B群店舗利用者では「後日、来店時に受け取れるように受取証をお店に用意しておく」が7.6%と若干多い。

図6-21 銀行・コンビニのATMで入金(返済)する場合



(資料: J C F A 消費者金融白書)

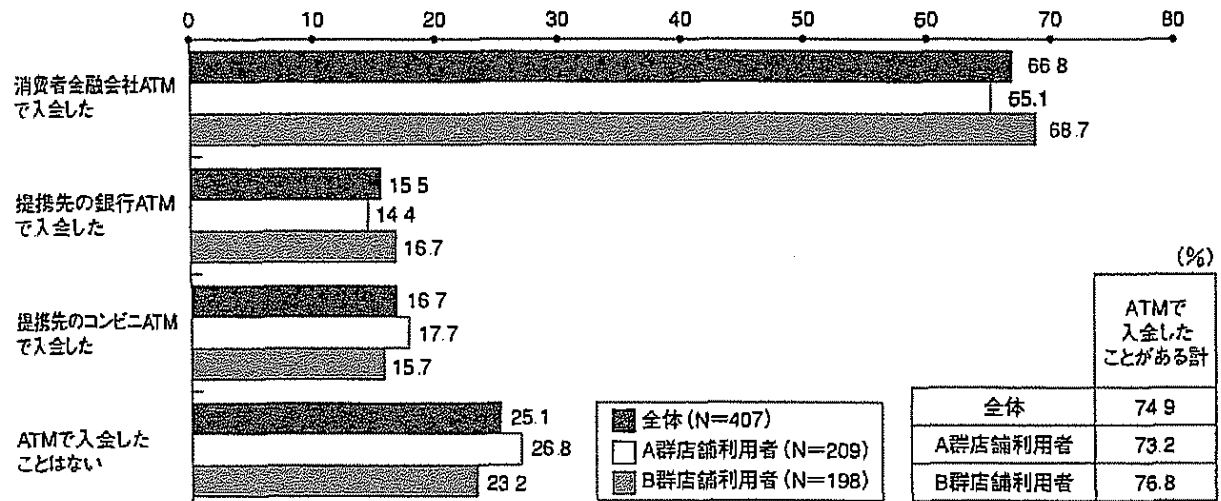
ATMの利用

①ATMでの入金(返済)経験——入金経験割合は7割強。

ATMでの入金(返済)について、「消費者金融会社ATMで入金」経験割合は66.8%、「提携先銀行ATM」が15.5%、「提携先コンビニATM」が16.7%である。

A群・B群店舗利用者ともにATMで「入金したことがある計」が7割以上となっている。その中で「消費者金融会社ATMで入金した」が最も高く、A群店舗利用者で65.1%、B群店舗利用者では68.7%と6割台に達する。

図6-22 ATMでの入金(返済)【複数回答】



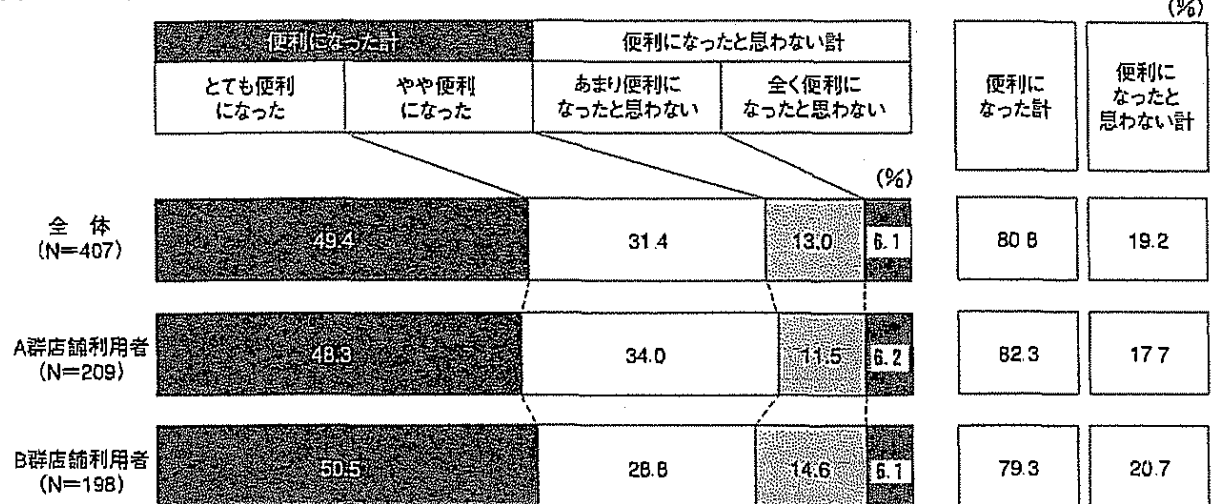
注) 数値は有効回答数を100とした% A群店舗利用者: 貸付残高が2,000円以上の企業の店舗利用者/B群店舗利用者: 貸付残高が2,000円未満の企業の店舗利用者

②銀行・コンビニATMでの返済の利便性評価——「便利になった」という評価が8割。

銀行・コンビニATMでの返済の利便性について、「便利になった計」が80.8%、「便利になったと思わない計」が19.2%である。

A群・B群店舗利用者ともに「とても便利になった」が5割前後となっている。「やや便利になった」を合わせた「便利になった計」は8割前後に達している。

図6-23 銀行・コンビニATMでの返済の利便性評価

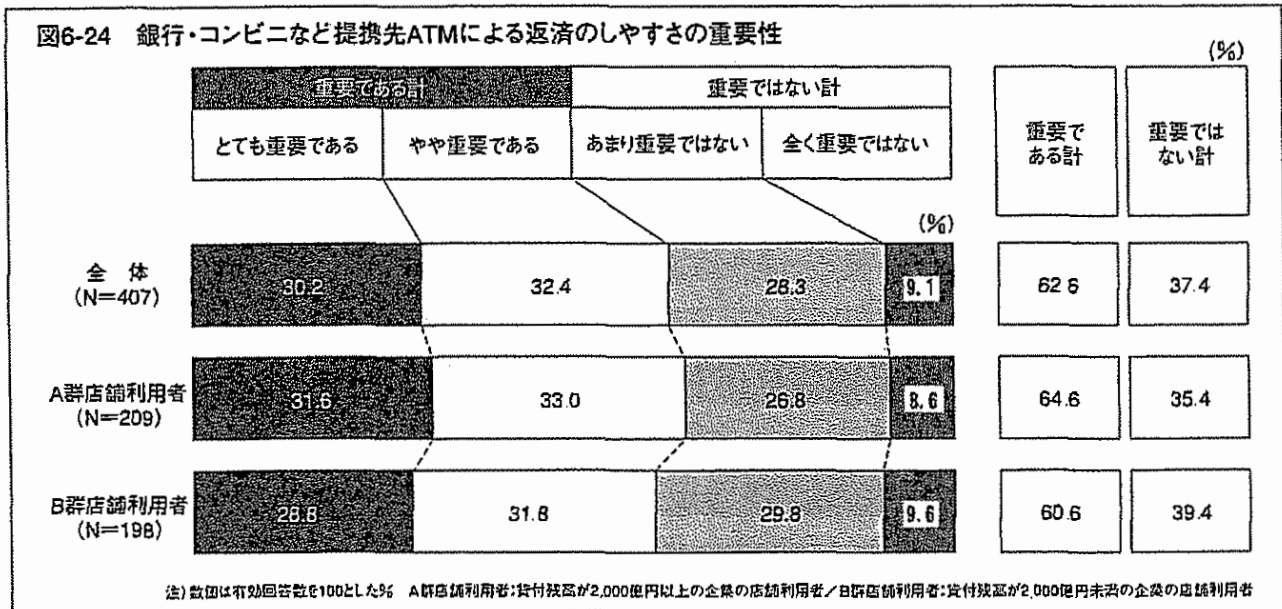


注) 数値は有効回答数を100とした% A群店舗利用者: 貸付残高が2,000円以上の企業の店舗利用者/B群店舗利用者: 貸付残高が2,000円未満の企業の店舗利用者

③銀行・コンビニなど提携先ATMによる返済のしやすさの重要性(消費者金融会社を決めるとき)

——「重要」が6割。

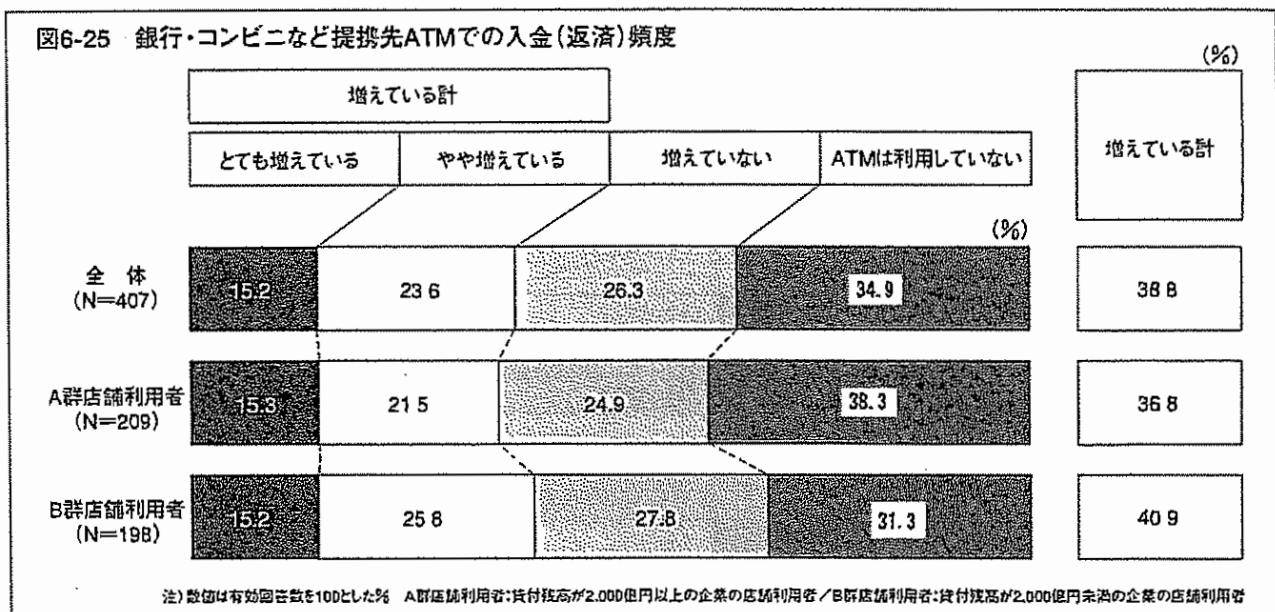
銀行・コンビニなど提携先ATMによる返済のしやすさが消費者金融会社を決めるときの重要なポイントになるかについて、「重要である」と考える人は62.6%、「重要ではない」が37.3%である。

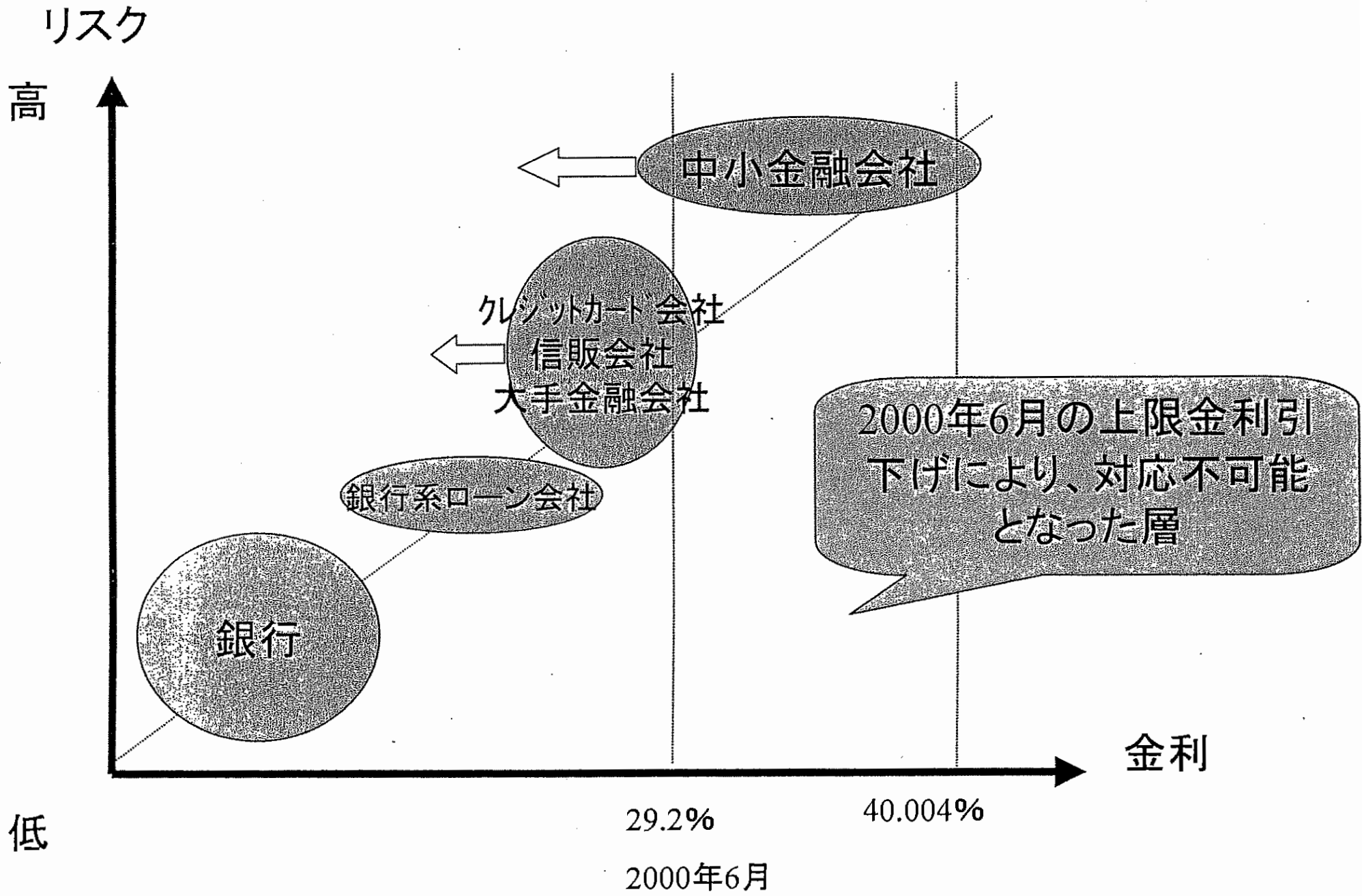


④銀行・コンビニなど提携先ATMでの入金(返済)頻度

——ATM利用者6割のうち、4割の利用が増えている。

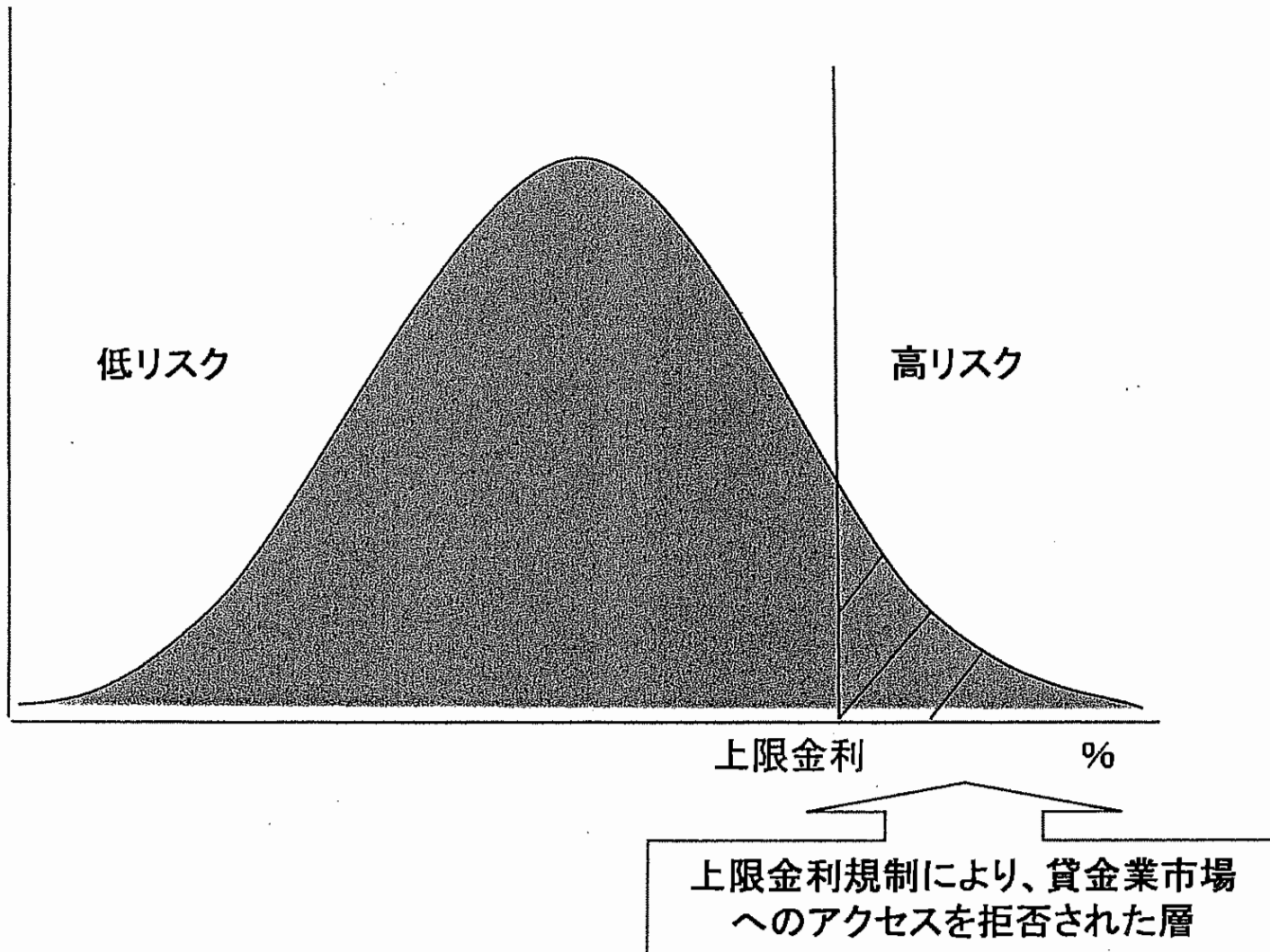
銀行・コンビニなど提携先ATMでの入金(返済)頻度について、「増えている計」は38.8%、「増えていない」は26.3%である。ATMを利用していない人は34.9%の割合を占めている。



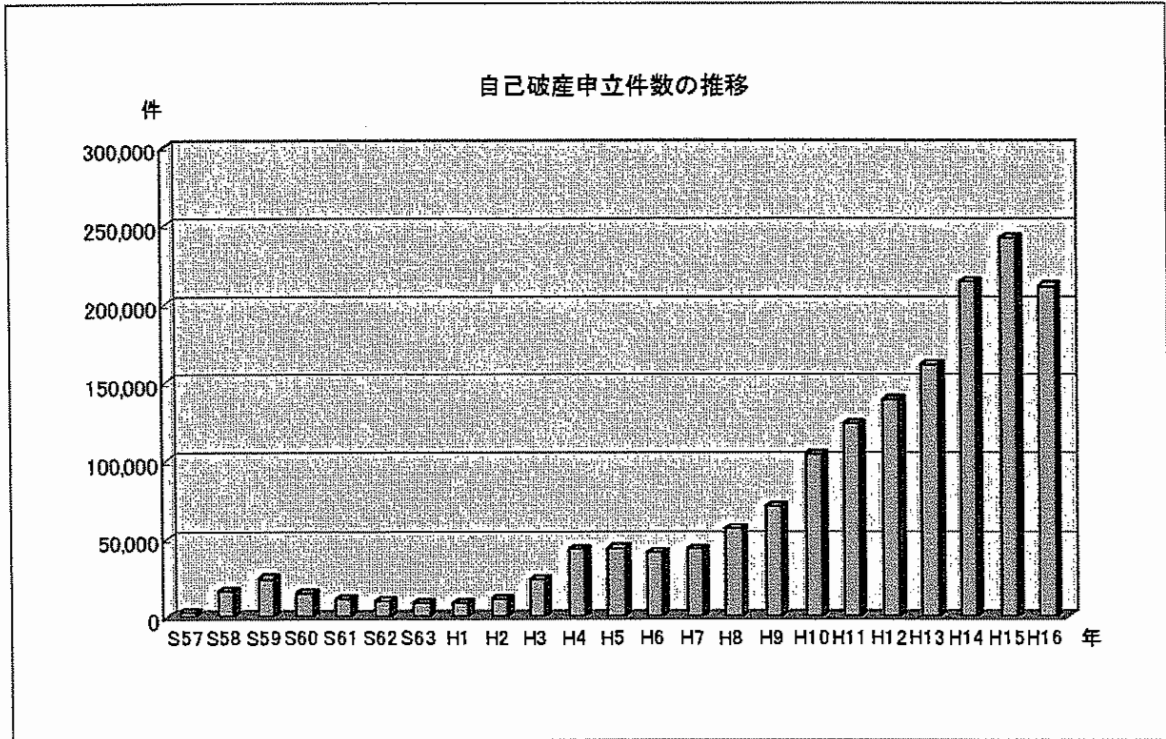


2000年の上限金利引き下げによって
高リスク層(低所得者、零細事業者)の与信が奪われた

消費者の数



自然人自己破産申立件数



年	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
件数	3,300	15,800	24,100	14,625	11,432	9,774	9,415

年	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
件数	9,190	11,273	23,288	43,144	43,545	40,385	43,414	56,494

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
件数	71,299	103,803	122,741	139,280	160,457	214,638	242,357	211,402

* 昭和 57 年～59 年の数値は概算値

* 平成 16 年の数値は速報値

* 最高裁判所集計

自然人自己破産申立件数(年別)

年	件数	前年比	増減率(%)
S57	3,300	—	—
S58	15,800	12,500	378.8
S59	24,100	8,300	52.5
S60	14,625	-9,475	-39.3
S61	11,432	-3,193	-21.8
S62	9,774	-1,658	-14.5
S63	9,415	-359	-3.7
H1	9,190	-225	-2.4
H2	11,273	2,083	22.7
H3	23,288	12,015	106.6
H4	43,144	19,856	85.3
H5	43,545	401	0.9
H6	40,385	-3,160	-7.3
H7	43,414	3,029	7.5
H8	56,494	13,080	30.1
H9	71,299	14,805	26.2
H10	103,803	32,504	45.6
H11	122,741	18,938	18.2
H12	139,280	16,539	13.5
H13	160,457	21,177	15.2
H14	214,638	54,181	33.8
H15	242,357	27,719	12.9
H16	211,402	-30,955	-12.8

*昭和57年～59年の数値は概算値

*平成16年の数値は速報値

*最高裁判所集計

過払金返還請求について

(1) 過払金返還請求の現況

① 過払金返還請求件数は17,534件、返還した金額は85億6,000万円

・昨年度（平成15年度3月末）弁護士・司法書士等の介入により、過払金返還請求を受けそれに応じた会社数は全体の約3割にあたる106社であった。同期間内の返還請求件数は1万7,534件あり、請求を受けて実際に返還した金額は回答会社90社合計で85億6,000万円となっている。（106社中16社は金額が無回答）。

図表18 過払金返還請求の現況

	被請求会社	構成比	発生件数	請求金額
過払金返還請求	106社	30.4% (349社のうち)	17,534件	85億6,000万円 (90社の合計)

(注) 請求金額は、金額を回答した90社の合計金額である。

・これを返還件数別に見たのが(図表19)である。106社中、実数では10件未満が69社（65.1%）と一番多く、以下50件未満等、件数の少ない順と会社数は比例するが、実際に返還に応じた合計件数で見ると、返還件数1,000件以上の会社4社（3.8%）で、返還合計件数は13,480件(76.9%)に上り、ここでも過払金返還請求が大規模会社に集中している実態が明らかとなった。

図表19 返還された過払金の件数

返還件数	返還会社数		返還件数	
	実数	構成比	合計件数	構成比
10件未満	69社	65.1%	208件	1.2%
10件以上 (50件未満)	17社	16.0%	368件	2.1%
50件以上 (100件未満)	6社	5.7%	421件	2.4%
100件以上 (500件未満)	8社	7.5%	1,750件	10.0%
500件以上 (1000件未満)	2社	1.9%	1,307件	7.5%
1,000件以上	4社	3.8%	13,480件	76.9%
合計	106社	100.0%	17,534件	100.0%

・さらに返還に応じた金額がどの位あったのか、返還金額別に見たのが(図表20)である。前記同様、実数ベースでは返還金額1千万未満の会社数が56社（62.2%）と圧倒的多数を占めるものの、返還総額ベースでは1,000件以上の4社がいずれも10億円以上の返還に応じており、その総額合計は4社計で61億5千万円（71.8%）となっている。

資料：東京都貸金業協会

「自己破産及び過払金返還請求の実態」～アンケート調査報告～

図表20 返還された過払金総額

返還金額	返還会社数		返還金額	
	実数	構成比	合計件数	構成比
1千万円未満	56社	62.2%	1億5千4百万円	1.8%
1千万円以上(5千万円未満)	20社	22.2%	4億5千9百万円	5.4%
5千万円以上(1億万円未満)	0社	0.0%	0円	0.0%
1億円以上(10億円未満)	10社	11.1%	17億9千8百万円	21.0%
10億円以上(20億円未満)	3社	3.4%	39億2千6百万円	45.9%
20億円以上	1社	1.1%	22億2千3百万円	25.9%
合計	90社	100.0%	85億6千万円	100.0%

② 債権放棄は深刻な問題

・平成15年度中に、過払金返還請求に伴い債権放棄した件数は105社で約3万件であった。

105社を債権放棄した件数別に見ると、当然のことながら過払金返還件数と同じ傾向にあり、10件未満が55社(52.4%)と圧倒的多数を占めるものの、1社あたりの総件数では1,000件以上の会社6社で約2万7千件と総件数3万件的87%を占め、債権放棄が大規模企業でとりわけ深刻な問題となっていること窺わせる。

図表21 過払金返還請求に伴い債権放棄した件数

放棄件数	放棄会社数		放棄件数	
	実数	構成比	総件数	構成比
10件未満	55社	52.4%	197件	0.6%
10件以上(50件未満)	27社	25.7%	504件	1.6%
50件以上(100件未満)	5社	4.8%	330件	1.1%
100件以上(500件未満)	12社	11.4%	2,864件	9.4%
500件以上(1,000件未満)	0社	0.0%	0件	0.0%
1,000件以上(5,000件未満)	5社	4.8%	13,924件	45.5%
1万件以上	1社	0.9%	12,786件	41.8%
合計	105社	100.0%	30,605件	100.0%

・(図表22)は債権放棄した金額を金額帯別に見たものである。回答のあった94社(105社中11社は無回答)の債権放棄総額は113億5百万円となっている。金額別で10億円以上あったと答えた6社で87億4千万円と全体の77.4%を占めている。

図表22 過払金返還請求に伴い債権放棄した金額

放棄金額	放棄会社数		放棄金額	
	実数	構成比	総金額	構成比
1千万円未満	57社	60.6%	1億4千7百万円	1.3%
1千件以上(5千万円未満)	20社	21.3%	4億1百万円	3.5%
5千以上(1億円未満)	3社	3.2%	1億7千3百万円	1.5%
1億以上(5億円未満)	7社	7.4%	13億4千百万円	11.9%
5億以上(10億円未満)	1社	1.1%	5億百万円	4.4%
10億以上(20億円未満)	5社	5.3%	67億2千1百万円	59.5%
20億円以上	1社	1.1%	20億2千3百万円	17.9%
合計	94社	100.0%	113億5百万円	100.0%

・弁護士等の法的介入があった場合、債権者が徹底して争い勝訴をしない限り、通常は和解となる。その場合、債務者本人の経済状況を勘案し弁済能力に応じて弁済すべき負債額を決めることとなるが、債権者にとってはこの支払免除をした金額が債権放棄額となる。加えて、仮に弁護士等が43条適用の要件条件不備を理由に、さらに債務者がこれまで支払った金額についても過払いを主張し返還を求めた場合、当然ながら現在の負債残高はゼロとなり、それにプラスして過払金を返還することとなる。債権者にとっては元本を失うのみならず、一旦営業収入として認識したものまでも返金せねばならない。今回の調査で、こうした債権者が逸失した債権放棄額と過払金返還額の合計額は、この両方で198億6千5百万円という多額なものになることが判明した。

・とりわけ、上位4～5社の大規模企業については1社当たりの債権放棄額は平均14億5千7百万円、また過払金返還額は同15億3千7百万円に達し、その平均合計額は29億8千4百万円と約30億円にも上る。

図表23 過払金返還請求に伴い債権放棄した件数と金額

	実数	構成比	発生件数	放棄金額
債権放棄あり	105社	30.4% (349社のうち)	30,605件	113億500万円 (94社の合計)

(注) 放棄金額は、金額を回答した94社の合計金額である。

③ 過払金返還請求件数は大規模企業に集中している

・平成14年度の過払金返還請求件数はその前の年度と比べてどの程度増えたかの質問に対して、「極端に増加(100%以上)」9.2%、「大幅に増加(50%～100%未満)」4.6%、「かなり増加(30%～50%未満)」3.4%、「増加(10%～30%未満)」8.0%、「微増(10%未満)」8.3%となっており、これら増加したと答えた合計の割合は33.5%となる。因みに、「わからない」が29.2%、「無回答」が32.7%となっており、これらを分母より除いて求めた修正割合では88.0%が増えたとしている。「減少」したと答えた割合は4.6%、修正割合換算でも12.0%とごく少数に過ぎない。

・これを貸付残高別にみると、貸付残高が1,000億円以上の大規模企業では、「極端に増加」が55.0%、「大幅に増加」が10.0%、貸付残高が50億円以上1,000億円未満の中規模企業でも「極端に増加」が13.0%と、貸付残高の大きいところほどこの1年間の増加傾向が顕著であった。

図表24 過払金返還請求件数の増加割合（昨年度と一昨年度との比較）

		昨年度と一昨年度と比較した過払金返還請求件数の増加割合								
		合計	1.極端に増加 (100%以上)	2.大幅に増加 (50%~100%未満)	3.かなり増加 (30%~50%未満)	4.増加 (10%~30%未満)	5.微増 (10%未満)	6.減少	7.わからない	無回答
総貸付残高	総数	349社 100.0%	32社 9.2%	16社 4.6%	12社 3.4%	28社 8.0%	29社 8.3%	16社 4.6%	102社 29.2%	114社 32.7%
	50億円未満 (小規模企業)	269社 100.0%	14社 5.2%	11社 4.1%	9社 3.3%	25社 9.3%	25社 9.3%	15社 5.6%	85社 31.6%	85社 31.6%
	1,000億円未満 (中規模企業)	54社 100.0%	7社 13.0%	3社 5.6%	2社 3.7%	2社 3.7%	4社 7.4%	1社 1.9%	13社 24.1%	22社 40.7%
	1,000億円以上 (大規模企業)	20社 100.0%	11社 55.0%	2社 10.0%	1社 5.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	2社 10.0%	4社 20.0%
	無回答	6社 100.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	1社 16.7%	0社 0.0%	0社 0.0%	2社 33.3%	3社 50.0%

・また、その増加割合を年度比較ではなく、平成15年4月以降と昨年同期の直近で比較したのが(図表25)である。全体では「極端に増加」から「微増」まで程度の差は別として、増加したと答えた割合は33.3%、一方減少した割合は5.7%であった。上記同様、「わからない」28.9%、「無回答」32.1%を除いた修正割合で見れば、増加が85.3%、減少は14.7%となり昨年度と同じ傾向にあることが知れる。

・なお、貸付残高が1,000億円以上の大規模企業では「極端に増加」が45.0%、「大幅に増加」が20.0%と答えており、昨年度と同様過払金返還請求がとりわけ資産規模の大きい会社で顕著なこと確認された。

図表25 過払金返還請求件数の増加割合（本年4月以降と昨年同期との比較）

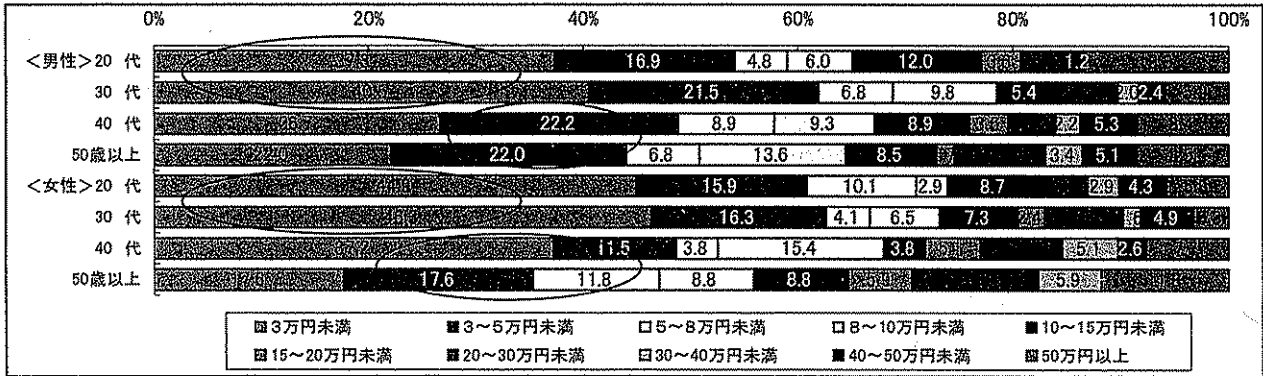
		本年4月以降と昨年同期の過払金返還請求件数の増加割合								
		合計	1.極端に増加 (100%以上)	2.大幅に増加 (50%~100%未満)	3.かなり増加 (30%~50%未満)	4.増加 (10%~30%未満)	5.微増 (10%未満)	6.減少	7.わからない	無回答
総貸付残高	総数	349社 100.0%	25社 7.2%	17社 4.9%	15社 4.3%	30社 8.6%	29社 8.3%	20社 5.7%	101社 28.9%	112社 32.1%
	50億円未満 (小規模企業)	269社 100.0%	12社 4.5%	8社 3.0%	13社 4.8%	25社 9.3%	25社 9.3%	18社 6.7%	84社 31.2%	84社 31.2%
	1,000億円未満 (中規模企業)	54社 100.0%	4社 7.4%	5社 9.3%	1社 1.9%	5社 9.3%	3社 5.6%	2社 3.7%	13社 24.1%	21社 38.9%
	1,000億円以上 (大規模企業)	20社 100.0%	9社 45.0%	4社 20.0%	1社 5.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	2社 10.0%	4社 20.0%
	無回答	6社 100.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	0社 0.0%	1社 16.7%	0社 0.0%	2社 33.3%	3社 50.0%

5) 1回当たり借入額と借入総額

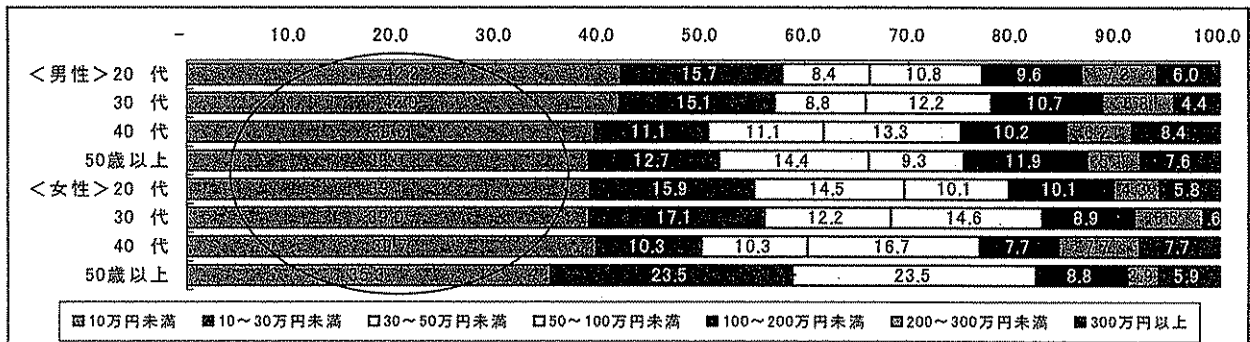
1回の借入額で最も多いのは、概ね男女の20代、30代で「3万円未満」、40代、50代になると「3～5万円未満」の比率が高くなる。男女各年代共に「5万円未満」の少額借入で53.9%となった。

一方、借入総額で最も多いのは、男女共にどの年代でも「10万円未満」で、全体では40.0%である。

<1回当たり借入額> (n=935)



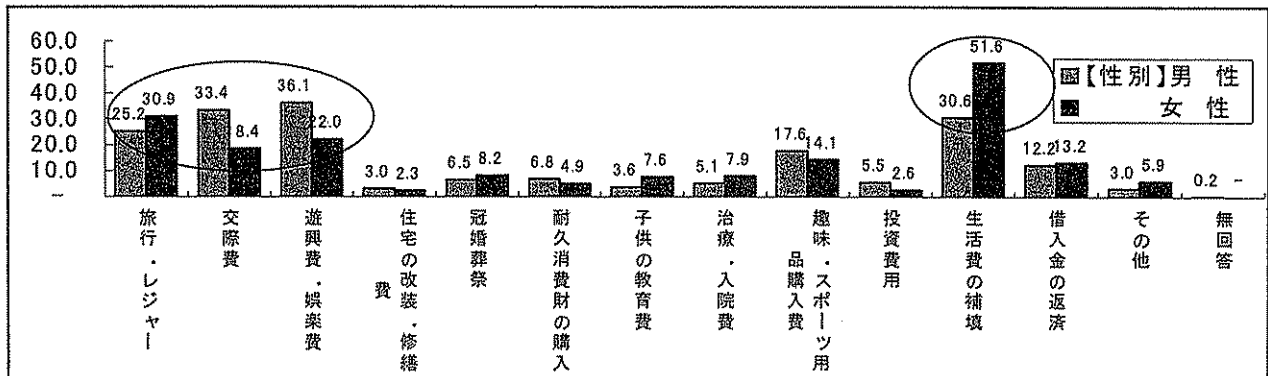
<借入総額> (n=935)



6) 利用目的

借入れの目的別に見ると、男性で最も多いのが「遊興費・娯楽費」(36.1%)、女性では「生活費の補填」(51.6%)となった。「借入金の返済」は男女共に10%を上回っている。

<利用目的> (n=935・MA)



(資料：平成16年版全金連「貸金業白書」)